

高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第3条中(46)を(50)とし、(41)から(45)まで4ずつ繰り下げ、(39)から(40)までを3ずつ繰り下げ、(26)から(38)までを2ずつ繰り下げ、(25)を(26)とし、(24)、(26)、(40)、(43)の次に次のとおり加える。

- (25) 一般国道1号（油小路線）
- (27) 一般国道1号（淀川左岸線延伸部（門真市から大阪市鶴見区まで））
- (41) 一般国道26号（堺泉北道路）
- (44) 一般国道165号（南阪奈道路）

第4条中「別紙1-112」を「別紙1-118」に改める。

第5条中「別紙1-112」を「別紙1-118」に改める。

第11条を次のとおり改める。

機構が会社に貸し付ける道路資産の貸付期間は、それぞれの道路資産が機構に帰属した日から平成72年3月8日までとする。

ただし、第3条(44)一般国道165号（南阪奈道路）は平成30年4月1日から、第3条(25)一般国道1号（油小路線）は平成31年4月1日から貸し付けるものとする。

第14条中「別紙1-112」を「別紙1-118」に改める。

別紙 1-2 から別紙 1-6、別紙 1-9、別紙 1-12、別紙 1-13、別紙 1-15、別紙 1-16、別紙 1-22、別紙 1-24、別紙 1-25、別紙 1-27、別紙 1-31、別紙 1-34、別紙 1-35、別紙 1-39 から別紙 1-41、別紙 1-46、別紙 1-47、別紙 1-51、別紙 1-58、別紙 1-62、別紙 1-69、別紙 1-70、別紙 1-74、別紙 1-91、別紙 1-98 から別紙 1-101、別紙 1-104 から別紙 1-112 を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(滋賀県大津市上田上牧町から京都府城陽市寺田金尾まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 滋賀県大津市上田上牧町 から
京都府城陽市寺田金尾 まで

(ロ) 延 長 25.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
滋賀県大津市 上田上牧町 から 京都府城陽市 寺田金尾 まで	120	25.1	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
滋賀県大津市 上田上牧町 から 京都府城陽市 寺田金尾 まで	4 車線	6 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道307号	京都府綴喜郡 宇治田原町大字郷之口	立体接続	宇治田原インターチェンジ(仮称)
一般国道24号 (京奈道路)	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ
一般国道24号	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ

(4) 工事予算

334, 115 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 36 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

389, 378 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 371, 906 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(京都府城陽市寺田金尾から京都府八幡市美濃山荒坂まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府城陽市寺田金尾 から
京都府八幡市美濃山荒坂 まで

(ロ) 延 長 3.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府城陽市 寺田金尾 から 京都府八幡市 美濃山荒坂 まで	120	3.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
京都府城陽市 寺田金尾 から 京都府八幡市 美濃山荒坂 まで	4車線	6車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (京奈道路)	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ
一般国道24号	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ
一般国道1号 (第二京阪道路)	京都府八幡市 美濃山荒坂	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ
府道八幡京田辺インター線	京都府八幡市 美濃山古寺	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ

(4) 工事予算

109,007 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 10年 | 1月 | 20日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29年 | 4月 | 30日(供用開始) |
| | 平成 | 31年 | 3月 | 31日(残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

104, 243 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 103, 585 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(京都府八幡市美濃山荒坂から大阪府高槻市原まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府八幡市美濃山荒坂 から
大阪府高槻市原 まで

(ロ) 延長 10.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
京都府八幡市 美濃山荒坂 から 大阪府高槻市 原 まで	120	10.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
京都府八幡市 美濃山荒坂 から 大阪府高槻市 原 まで	4 車線	6 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (第二京阪道路)	京都府八幡市 美濃山荒坂	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ
府道八幡京田辺インター線	京都府八幡市 美濃山古寺	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ

(4) 工事予算

362,457 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 36 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

426, 564 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 407, 693 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(大阪府高槻市原から大阪府箕面市下止々呂美まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府高槻市原 から
大阪府箕面市下止々呂美 まで

(ロ) 延 長 18.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府高槻市 原 から 大阪府箕面市 下止々呂美 まで	120	18.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
大阪府高槻市 原 から 大阪府箕面市 下止々呂美 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中道自動車道 西宮線	大阪府高槻市 成合南の町	立体接続	高槻第二ジャンクション(仮称)
府道伏見柳谷高槻線	大阪府高槻市 成合	立体接続	高槻インターチェンジ(仮称)
府道茨木摂津線	大阪府茨木市 千提寺	立体接続	茨木北インターチェンジ(仮称)
一般国道423号	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

382,152 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 12年 | 1月 | 12日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 31年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

409, 474 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 396, 173 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

(大阪府箕面市下止々呂美から兵庫県神戸市北区八多町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府箕面市下止々呂美 から
兵庫県神戸市北区八多町 まで

(ロ) 延 長 22.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府箕面市 下止々呂美 から 兵庫県神戸市 北区八多町 まで	120	22.5	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府箕面市 下止々呂美 から 兵庫県神戸市 北区八多町 まで	4車線	6車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道423号	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面インターチェンジ(仮称)
県道川西インター線	兵庫県川西市 西畦野	立体接続	川西インターチェンジ(仮称)
中国縦貫自動車道	兵庫県神戸市 北区八多町	立体接続	神戸ジャンクション
山陽自動車道 吹田山口線	兵庫県神戸市 北区八多町	平面接続	神戸ジャンクション

(4) 工事予算

384,574 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11年 | 1月 | 8日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 31年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

417, 583 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 409, 613 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道姫路鳥取線

(兵庫県たつの市新宮町角亀から兵庫県宍粟市山崎町市場まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 姫路鳥取線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 兵庫県たつの市新宮町角亀 から
兵庫県宍粟市山崎町市場 まで

(ロ) 延 長 11.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
兵庫県たつの市 新宮町角亀 から 兵庫県宍粟市 山崎町市場 まで	80	11.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
兵庫県たつの市 新宮町角亀 から 兵庫県宍粟市 山崎町市場 まで	2車線	4車線	

用地買収については、現地条件等を勘案した上で、当面、暫定二車線施工に必要となる用地を取得するものとする。

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道播磨新宮インター線	兵庫県たつの市 新宮町光都三丁目	立体接続	播磨新宮インターチェンジ
中国縦貫自動車道	兵庫県宍粟市 山崎町市場	立体接続	山崎ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

65,148 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

74, 530 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 71, 402 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

(徳島県徳島市北沖洲から徳島県徳島市川内町富久まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県徳島市北沖洲 から
徳島県徳島市川内町富久 まで

(ロ) 延 長 4.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県徳島市 北沖洲 から 徳島県徳島市 川内町富久 まで	100	4.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
徳島県徳島市 北沖洲 から 徳島県徳島市 川内町富久 まで	2車線	4車線	

用地買収については、現地条件等を勘案した上で、当面、暫定二車線施工に必要となる用地を取得するものとする。

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県徳島市 北沖洲	平面接続	本線(新直轄)
県道徳島東インター線	徳島県徳島市 北沖洲	立体接続	徳島東インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

80,634 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 32 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

90,998 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 87,809 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

(徳島県徳島市川内町鈴江東から徳島県鳴門市大津町大代まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県徳島市川内町鈴江東 から
徳島県鳴門市大津町大代 まで

(ロ) 延 長 10.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県徳島市 川内町鈴江東 から 徳島県鳴門市 大津町大代 まで	100	10.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
徳島県徳島市 川内町鈴江東 から 徳島県鳴門市 大津町大代 まで	2 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
四国縦貫自動車道	徳島県徳島市 川内町鈴江東	平面接続	本線
一般国道11号	徳島県徳島市 川内町沖島	立体接続	徳島インターチェンジ

(4) 工事予算

92,887 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11年 1月 8日
- ②工事の完成予定年月日 平成 27年 3月 14日(供用開始)
- 平成 31年 3月 31日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

104,956 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 104,956 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(福岡県行橋市大字下検地から福岡県京都郡みやこ町下原まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県行橋市大字下検地 から
福岡県京都郡みやこ町下原 まで

(ロ) 延 長 7.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
福岡県行橋市 大字下検地 から 福岡県京都郡 みやこ町下原 まで	100	7.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
福岡県行橋市 大字下検地 から 福岡県京都郡 みやこ町下原 まで	2 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道201号	福岡県行橋市 大字吉国	立体接続	行橋インターチェンジ
一般国道10号 (椎田道路)	福岡県京都郡 みやこ町下原	立体接続	みやこ豊津インターチェンジ
一般国道10号 (椎田道路)	福岡県京都郡 みやこ町下原	平面接続	本線

(4) 工事予算

44,188 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|-----|------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11年 | 1月 | 8日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 26年 | 12月 | 13日(供用開始) |
| | 平成 | 29年 | 3月 | 31日(残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

50,561百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 50,561百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道

(福岡県築上郡築上町大字上ノ河内から大分県宇佐市大字山本まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福岡県築上郡築上町大字上ノ河内 から
大分県宇佐市大字山本 まで

(ロ) 延 長 28.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内 から 大分県宇佐市 大字山本 まで	100	28.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内 から 大分県宇佐市 大字山本 まで	2車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号 (椎田道路)	福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内	立体接続	椎田南インターチェンジ
一般国道10号 (椎田道路)	福岡県築上郡 築上町大字上ノ河内	平面接続	本線
県道犀川豊前線	福岡県豊前市 大字久路土	立体接続	豊前インターチェンジ
一般国道212号	大分県中津市 三光西秣	立体接続	中津インターチェンジ
一般国道10号 (宇佐別府道路)	大分県宇佐市 大字山本	立体接続	宇佐インターチェンジ
一般国道10号 (宇佐別府道路)	大分県宇佐市 大字山本	平面接続	本線

別 紙 1

(4) 工事予算

87,450 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	18年	4月	19日	
②工事の完成予定年月日	平成	27年	3月	1日	(豊前～宇佐間供用開始)
	平成	28年	4月	24日	(椎田南～豊前間供用開始)
	平成	30年	3月	31日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

100,107 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 100,141 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(栗東湖南IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県栗東市六地蔵

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (栗東水口道路)	滋賀県栗東市 六地蔵	立体接続	栗東湖南インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

717 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 18年 | 4月 | 19日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 28年 | 3月 | 19日(供用開始) |
| | 平成 | 29年 | 3月 | 30日(残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,121 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,121 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(瀬田東JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県大津市大江八丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (京滋バイパス)	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東ジャンクション
県道大津能登川長浜線	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東インターチェンジ

(4) 工事予算

10,128 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 昭和 62年 3月 24日
②工事の完成予定年月日 平成 31年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

10,859 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 10,346 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(京都南JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

京都府京都市伏見区竹田真幡木町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号(油小路線)	京都府京都市 伏見区竹田真幡木町	立体接続	京都南ジャンクション(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

1,132 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 31 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 41 年 3 月 31 日

※本事業については、都市計画決定の上、事業の着手を行うものとする。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,474 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,416 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線(郡山下ッ道JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の箇所

奈良県大和郡山市八条町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (京奈和自動車道)	奈良県大和郡山市 八条町	立体接続	郡山下ッ道ジャンクション

(4) 工事予算

24, 121 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 12年 | 1月 | 18日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 27年 | 3月 | 22日(供用開始) |
| | 平成 | 30年 | 3月 | 30日(残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26,197百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26,197百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線

(大阪府摂津市三島一丁目から大阪府摂津市鶴野二丁目まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府摂津市三島一丁目 から
大阪府摂津市鶴野二丁目 まで

(ロ) 延 長 1.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府摂津市 三島一丁目 から 大阪府摂津市 鶴野二丁目 まで	80	1.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
大阪府摂津市 三島一丁目 から 大阪府摂津市 鶴野二丁目 まで	4 車線	4 車線	付加車線事業

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	0.75×2	1.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.00 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)
1.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

3,231 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 35 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 760 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 703 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線(和歌山JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の箇所

和歌山県和歌山市上黒谷

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道24号 (紀北西道路)	和歌山県和歌山市 上黒谷	立体接続	和歌山ジャンクション

(4) 工事予算

12,193 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|---------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 18年 | 4月 | 19日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29年 | 3月 | 18日 | (供用開始) |
| | 平成 | 31年 | 3月 | 31日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

13,540 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 13,540 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線

(和歌山県海南市藤白から和歌山県有田郡有田川町天満まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県海南市藤白 から
和歌山県有田郡有田川町天満 まで

(ロ) 延 長 9.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
和歌山県海南市 藤白 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	80	9.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
和歌山県海南市 藤白 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2.50	1.00	3.50	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.00	3.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道42号	和歌山県海南市 藤白	立体接続	海南インターチェンジ
県道興加茂郷停車場線	和歌山県海南市 下津町橋本	立体接続	下津インターチェンジ
一般国道42号及び 県道吉備金屋線	和歌山県有田郡 有田川町天満	立体接続	有田インターチェンジ
一般国道42号 (湯浅御坊道路)	和歌山県有田郡 有田川町天満	平面接続	本線

(4) 工事予算

47,855 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11年	1月	8日	
②工事の完成予定年月日	平成	22年	7月	7日	(供用開始)
	平成	30年	3月	31日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

48,987百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 48,987百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線(春日JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の箇所

兵庫県丹波市春日町棚原

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道483号 (春日和田山道路)	兵庫県丹波市 春日町棚原	立体接続	春日ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

618 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11年 | 1月 | 8日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 33年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

849 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 818 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(京都府福知山市長田野町三丁目から京都府綾部市有岡町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府福知山市長田野町三丁目 から
京都府綾部市有岡町 まで

(ロ) 延 長 10.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
京都府福知山市 長田野町三丁目 から 京都府綾部市 有岡町 まで	80	10.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
京都府福知山市 長田野町三丁目 から 京都府綾部市 有岡町 まで	4車線	4車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

22,972 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

24, 816 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 23, 709 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(京都府綾部市上杉町から京都府舞鶴市字堀まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府綾部市上杉町 から
京都府舞鶴市字堀 まで

(ロ) 延長 4.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
京都府綾部市 上杉町 から 京都府舞鶴市 字堀 まで	80	4.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
京都府綾部市 上杉町 から 京都府舞鶴市 字堀 まで	4車線	4車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	

(4) 工事予算

12,013 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9,908 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9,474 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国縦貫自動車道(小郡JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

山口県山口市小郡上郷

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道山口宇部線	山口県山口市 小郡上郷	立体接続	小郡ジャンクション

(4) 工事予算

875 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成	18年	4月	19日
②工事の完成年月日	平成	28年	3月	27日(供用開始)
	平成	28年	9月	29日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,056百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,056百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(瀬戸JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

岡山県岡山市東区瀬戸町塩納

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道佐伯長船線	岡山県岡山市 東区瀬戸町塩納	立体接続	瀬戸ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1,029 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 18年 | 4月 | 19日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 35年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,298 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,245 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(五日市JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県広島市佐伯区五日市町大字石内

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道佐伯1区380号線	広島県広島市 佐伯区五日市町大字石内	平面接続	五日市ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

926 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 24年 | 5月 | 1日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 33年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 292 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 245 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道(松山IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

愛媛県松山市井門町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道33号	愛媛県松山市 井門町	立体接続	松山インターチェンジ

(4) 工事予算

780 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11年 | 1月 | 8日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 26年 | 3月 | 16日(供用開始) |
| | 平成 | 29年 | 3月 | 30日(残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,125百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,125百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線(高知IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の箇所

高知県高知市一宮

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道55号	高知県高知市 一宮	立体接続	高知インターチェンジ

(4) 工事予算

278 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 6年 | 1月 | 26日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 33年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

612 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 598 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線(多久IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の箇所

佐賀県多久市北多久町大字多久原

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道203号	佐賀県多久市 北多久町大字多久原	立体接続	多久インターチェンジ

(4) 工事予算

599 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 昭和 | 48年 | 9月 | 29日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 33年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

905 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 875 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線(大分米良IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の箇所

大分県大分市大字片島

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道10号	大分県大分市 大字片島	立体接続	大分米良インターチェンジ

(4) 工事予算

776 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 2年 | 5月 | 15日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 33年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 244 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 204 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東九州自動車道(弥生PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

大分県佐伯市弥生大字床木

(3) 工事予算

1,458 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 34 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,827 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,754 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

27, 634 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

35, 034 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
中央自動車道 西宮線	滋賀県東近 江市木村町	県道土山蒲 生近江八幡 線	滋賀県東近 江市木村町	立体接続	平成21年9月18日	平成25年12月22日 (供用開始) 平成26年 9月29日 (残事業完成)	1,848百万円	2,123百万円	—	本線 直結型
近畿自動車道 天理吹田線	奈良県大和 郡山市西町	県道天理斑 鳩線及び県 道大和郡山 広陵線	奈良県大和郡山 市椎木町及び奈 良県生駒郡安堵 町大字岡崎及び 奈良県大和郡山 市池沢町	立体接続	平成21年9月18日	平成26年 3月23日 (供用開始) 平成27年 3月 6日 (残事業完成)	2,516百万円	2,765百万円	—	本線 直結型
中国縦貫自動車道	兵庫県姫路 市夢前町	市道置塩13 4号線	兵庫県姫路 市夢前町	立体接続	平成21年9月18日	平成27年9月26日 (供用開始) 平成28年9月29日 (残事業完成)	2,604百万円	3,173百万円	—	本線 直結型
中国横断自動車道 岡山米子線	鳥取県西伯 郡伯耆町大 字岸本	町道岸本福 原線	鳥取県西伯郡 伯耆町大字久 古及び鳥取県 西伯郡伯耆町 大字岸本	立体接続	平成21年9月18日	平成23年 6月30日 (供用開始) 平成23年12月27日 (残事業完成)	233百万円	288百万円	—	大山 PA
九州縦貫自動車道 鹿児島線	福岡県宮若 市下有木	主要地方道 室木下有木 若宮線及び 市道壱町田・ 大谷線	福岡県宮若 市下有木	立体接続	平成21年9月18日	平成23年3月26日 (供用開始) 平成23年6月29日 (残事業完成)	941百万円	1,044百万円	—	本線 直結型
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県八代 郡氷川町高 塚	町道吉本本 山線	熊本県八代 郡氷川町高 塚	立体接続	平成21年9月18日	平成26年 3月29日 (供用開始) 平成27年 3月30日 (残事業完成)	1,720百万円	2,027百万円	—	本線 直結型
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県熊本 市北区改寄 町	市道鶴羽田 改寄町第1号 線及び市道 植木町広住 線	熊本県熊本 市北区植木 町石川及び 熊本県熊本 市北区改寄	立体接続	平成23年4月23日	平成31年3月31日	2,123百万円	2,710百万円	—	本線 直結型

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
近畿自動車道 名古屋神戸線	兵庫県宝塚 市玉瀬	市道宝塚北 インター線 (仮称)	兵庫県宝塚 市玉瀬	立体接続	平成24年5月17日	平成31年3月31日	424百万円	435百万円	—	宝塚 SA (仮称)
四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県板野 郡松茂町長 岸	町道松茂24 号線	徳島県板野 郡松茂町長 岸	立体接続	平成24年5月17日	平成27年 3月14日 (供用開始) 平成28年 3月30日 (残事業完成)	352百万円	412百万円	—	松茂 PA
九州縦貫自動車道 鹿児島線	熊本県熊本 市南城区南 町塚原	市道塚原第3 号線(仮称) 及び市道塚 原第4号線 (仮称)	熊本県熊本 市南城区南 町塚原	立体接続	平成24年5月17日	平成29年6月30日	1,504百万円	1,883百万円	—	本線 直結型
九州横断自動車道 長崎大分線	長崎県大村 市木場一丁 目	市道上久原 芋堀手線	長崎県大村 市木場一丁 目	立体接続	平成24年5月17日	平成30年3月31日	2,203百万円	2,887百万円	—	大分方面: 本線直結型 長崎方面: 木場PA
九州横断自動車道 長崎大分線	佐賀県小城 市小城町松 尾	市道高速道 路接続線	佐賀県小城 市小城町松 尾	立体接続	平成24年5月17日	平成30年3月31日	912百万円	1,672百万円	—	小城 PA
東九州自動車道	福岡県行橋 市大字流末	市道東九州自 動車道側道4号 線(仮称)及び 市道東九州自 動車道側道3号 線(仮称)	福岡県行橋 市大字宝山 及び福岡県 行橋市大字 流末	立体接続	平成24年5月17日	平成26年12月13日 (供用開始) 平成27年12月12日 (残事業完成)	217百万円	244百万円	—	今川
東九州自動車道	福岡県築上 郡上毛町大 字下唐原	町道音・穴ヶ 葉山線	福岡県築上 郡上毛町大 字下唐原	立体接続	平成24年5月17日	平成27年 3月 1日 (供用開始) 平成28年 3月30日 (残事業完成)	350百万円	370百万円	—	上毛

別紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ) 工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受 限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
近畿自動車道 松原那智勝浦線	和歌山県和歌山市森小手穂	県道と歌山橋本線	和歌山県和歌山市森小手穂	立体接続	平成25年7月12日	平成31年3月31日	3,170百万円	4,042百万円	—	本線直結型
山陽自動車道 吹田山口線	広島県福山市津之郷町大字津之郷	市道津之郷瀬戸幹線	広島県福山市津之郷町大字津之郷	立体接続	平成25年7月12日	平成30年3月31日	817百万円	1,127百万円	—	福山SA
九州縦貫自動車道 鹿児島線	鹿児島県始良市西餅田	市道サービスエリア線及び市道鍋倉～触田線	鹿児島県始良市西餅田	立体接続	平成25年7月12日	平成30年3月31日	643百万円	1,154百万円	—	桜島SA
九州縦貫自動車道 宮崎線	宮崎県都城市山之口町花木	市道山之口SA南通線及び市道山之口SA北通線	宮崎県都城市山之口町山之口及び花木	立体接続	平成25年7月12日	平成28年 9月24日 (供用開始) 平成29年 9月30日 (残事業完成)	703百万円	896百万円	—	山之口SA
九州横断自動車道 長崎大分線	大分県由布市湯布院町塚原	市道高速側道11号線及び市道高速側道12号線	大分県由布市湯布院町塚原	立体接続	平成25年7月12日	平成28年11月27日 (供用開始) 平成29年 9月30日 (残事業完成)	925百万円	1,372百万円	—	由布岳PA
東九州自動車道	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草	町道門川南インター線	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草	立体接続	平成25年7月12日	平成29年 3月25日 (供用開始) 平成30年 3月31日 (残事業完成)	1,218百万円	1,529百万円	—	本線直結型
東九州自動車道	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野	県道宮崎須木線	宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野及び塚原	立体接続	平成25年7月12日	平成32年3月31日	2,211百万円	2,881百万円	—	本線直結型

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国縦貫自動車道(勝央JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

岡山県美作市上相

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道374号	岡山県美作市 上相	立体接続	勝央ジャンクション

(4) 工事予算

735 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成	23年	4月	23日
②工事の完成年月日	平成	28年	3月	27日(供用開始)
	平成	28年	9月	29日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

868 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 868 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線

(和歌山県御坊市野口から和歌山県田辺市稻成町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県御坊市野口 から
和歌山県田辺市稲成町 まで
(なお、事業着手する区間については和歌山県御坊市野口から和歌山県日高郡印南町山口までとする。)

(ロ) 延長 26.9 キロメートル (9.5キロメートル)
※()内は、和歌山県御坊市野口から和歌山県日高郡印南町山口までを表す

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県田辺市 稲成町 まで	80	26.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県田辺市 稲成町 まで	4車線	4車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.00	3.50	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.00	3.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

75,000 百万円(消費税込み)

(うち、和歌山県御坊市野口から和歌山県日高郡印南町山口までの工事予算 23,684 百万円(消費税込み))

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手予定年月日 平成 28 年 7 月 1 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 33 年 12 月 31 日

(なお、上記については和歌山県御坊市野口から和歌山県日高郡印南町山口までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

28,188 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26,816 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については和歌山県御坊市野口から和歌山県日高郡印南町山口までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線

(徳島県鳴門市撫養町木津から香川県高松市前田東町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 徳島県鳴門市撫養町木津 から
香川県高松市前田東町 まで

(ロ) 延 長 51.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設計区間	道路の区分	摘要
徳島県鳴門市 撫養町木津 から 香川県さぬき市 津田町鶴羽 まで	第1種第2級	道路構造令
香川県さぬき市 津田町鶴羽 から 香川県高松市 前田東町 まで	第1種第3級	道路構造令

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津 から 香川県さぬき市 津田町鶴羽 まで	100	36.2	
香川県さぬき市 津田町鶴羽 から 香川県高松市 前田東町 まで	80	15.6	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津 から 香川県高松市 前田東町 まで	4車線	4車線	4車線化

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設計区間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
		左側	計	左側	右側	計	
徳島県鳴門市 撫養町木津 から 香川県さぬき市 津田町鶴羽 まで	土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
	トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.25	3.75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.25	3.00	
香川県さぬき市 津田町鶴羽 から 香川県高松市 前田東町 まで	土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.00	3.50	
	トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.00	3.50	
	橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間	幅 員	摘 要
徳島県鳴門市 撫養町木津	から	4. 50メートル(土工部)
香川県さぬき市 津田町鶴羽	まで	4. 50メートル(橋梁部)
香川県さぬき市 津田町鶴羽	から	3. 00メートル(土工部)
香川県高松市 前田東町	まで	3. 00メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

71, 463 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 24年 | 5月 | 17日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 31年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

78,872 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 75,487 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線

(長崎県長崎市早坂町から長崎県長崎市中里町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道 長崎大分線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 長崎県長崎市早坂町 から
長崎県長崎市中里町 まで

(ロ) 延 長 11.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長崎県長崎市 早坂町 から 長崎県長崎市 中里町 まで	80	11.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
長崎県長崎市 早坂町 から 長崎県長崎市 中里町 まで	4車線	4車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.00	3.50	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	1.00	3.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

－ メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	

(4) 工事予算

44,642 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 24 年 5 月 17 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日(長崎芒塚～長崎多良見間)

平成 34 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

48,898 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 46,710 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道42号(湯浅御坊道路)

(和歌山県御坊市野口から和歌山県有田郡有田川町天満まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道42号 (有料道路名 : 湯浅御坊道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 和歌山県御坊市野口 から
和歌山県有田郡有田川町天満 まで

(ロ) 延 長 19.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設 計 速 度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	80	19.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県御坊市 野口 から 和歌山県有田郡 有田川町天満 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
－	－	－	－

(4) 工事予算

73,217 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 25 年 7 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 12 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

82,307 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 78,712 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

山陰自動車道鳥取益田線(出雲IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陰自動車道 鳥取益田線

(2) 工事の箇所

島根県出雲市知井宮町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道出雲インター線	島根県出雲市 知井宮町	立体接続	出雲インターチェンジ
一般国道9号 (出雲・湖陵道路)	島根県出雲市 知井宮町	平面接続	本線

(4) 工事予算

1,000 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 26年 | 9月 | 9日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 32年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,124 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,073 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

沖縄自動車道(幸地IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

沖縄自動車道

(2) 工事の箇所

沖縄県中頭郡西原町字幸地

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 幸地インター線	沖縄県 中頭郡西原町字幸地	立体接続	幸地インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1,387 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 26年 | 9月 | 9日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 33年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,552 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,481 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線(新名神大津スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の箇所

滋賀県大津市大石龍門

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 宇治田原大石東線	滋賀県大津市大石龍門	立体接続	新名神大津スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

426 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 26年 9月 9日
②工事の完成予定年月日 平成 36年 3月 31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

492 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

－ 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中国縦貫自動車道(湯田PAスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

山口県山口市吉田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道湯田パーキング線	山口県山口市吉田	立体接続	湯田PAスマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2,596 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 26年 | 9月 | 9日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 32年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,912 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(沼田スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県広島市安佐南区沼田町大字伴

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道安佐南4区431号線 及び 市道安佐南4区803号線	広島県広島市安佐南区 沼田町大字伴	立体接続	沼田スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1,591 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 26年 | 9月 | 9日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 30年 | 3月 | 31日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,727 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道(中山スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

愛媛県伊予市双海町上灘

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道日尾野引坂線	愛媛県伊予市双海町上灘	立体接続	中山スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1,388 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 26 年 9 月 9 日
②工事の完成予定年月日 平成 32 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 556 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

九州縦貫自動車道鹿児島線(人吉球磨スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道鹿児島線

(2) 工事の箇所

熊本県人吉市七地町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道スマートインターチェンジ第1号線及び 市道スマートインターチェンジ第2号線	熊本県人吉市浪床町	立体接続	人吉球磨スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

2,854 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 26年 | 9月 | 9日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 31年 | 9月 | 30日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 193 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

九州横断自動車道長崎大分線(別府湾スマートIC(上り線))に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州横断自動車道長崎大分線

(2) 工事の箇所

大分県別府市大字内竈

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道八石荷戸2号線	大分県別府市大字内竈	立体接続	別府湾スマートインターチェンジ(上り線)

(4) 工事予算

733 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|-----|----|-----|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 26年 | 9月 | 9日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 30年 | 9月 | 30日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

817 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道1号（油小路線）

(京都府京都市伏見区深草中川原町から京都府京都市伏見区向島大黒まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号 (有料道路名 : 油小路線)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 京都府京都市伏見区深草中川原町 から
京都府京都市伏見区向島大黒 まで

(ロ) 延 長 7.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設 計 速 度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府京都市伏見区 深草中川原町 から 京都府京都市伏見区 向島大黒 まで	60	7.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員

京都府京都市伏見区深草中川原町から京都府京都市伏見区竹田向代町川町まで 3. 50 メートル

京都府京都市伏見区竹田向代町川町から京都府京都市伏見区向島大黒まで 3. 25 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
京都府京都市伏見区 深草中川原町 から 京都府京都市伏見区 竹田向代町川町 まで	2 車線	4 車線	
京都府京都市伏見区 竹田向代町川町 から 京都府京都市伏見区 向島大黒 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分	1. 25 × 2	2. 50	1. 75	0.75	2. 50	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員 2.00 メートル

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
京都市道高速道路1号線	京都府京都市伏見区深草中川原町	平面接続	本線
京都都市計画道路竹田街道	京都府京都市南区東九条柳下町	立体接続	鴨川西出入路
京都市道油小路通	京都府京都市南区上鳥羽尻切町	立体接続	上鳥羽出入路(北向き)
京都市道油小路通	京都府京都市伏見区竹田向代町川町	立体接続	上鳥羽出入路(南向き)
京都市道油小路通	京都府京都市伏見区竹田西内畑町	立体接続	城南宮北出入路
中央自動車道西宮線	京都府京都市伏見区竹田真幡木町	立体接続	京都南ジャンクション(仮称)
京都市道油小路通	京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町	立体接続	城南宮南出入路
京都市道油小路通	京都府京都市伏見区横大路下三栖堂町	立体接続	伏見出入路
一般国道1号(第二京阪道路)	京都府京都市伏見区向島大黒	平面接続	本線

別 紙 1

(4) 工事予算

— 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 31 年 3 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

— 百万円(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道1号(淀川左岸線延伸部)

(大阪府門真市三ツ島一丁目から大阪府大阪市鶴見区緑地公園まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号 (有料道路名 : 淀川左岸線延伸部)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府門真市三ツ島一丁目 から
大阪府大阪市鶴見区緑地公園 まで

(ロ) 延 長 1.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目 から 大阪府門真市 大字葎島 まで	第1種第3級	
大阪府門真市 大字葎島 から 大阪府大阪市 鶴見区緑地公園 まで	第2種第2級	

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目 から 大阪府門真市 大字葺島 まで	80	0.8	
大阪府門真市 大字葺島 から 大阪府大阪市 鶴見区緑地公園 まで	60	1.1	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員

設 計 区 間	車線の幅員	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目 から 大阪府門真市 大字葺島 まで	3.50メートル	
大阪府門真市 大字葺島 から 大阪府大阪市 鶴見区緑地公園 まで	3.25メートル	

別 紙 1

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	4 車線	4 車線	
大阪府門真市 大字菟島	まで			
大阪府門真市 大字菟島	から	4 車線	4 車線	
大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで			

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設 計 区 間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
大阪府門真市 三ツ島一丁目 から 大阪府門真市 大字蔭島 まで	土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
大阪府門真市 大字蔭島 から 大阪府大阪市 鶴見区緑地公園 まで	土工(掘割)部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間	中央帯の標準幅員	摘 要
大阪府門真市 三ツ島一丁目 から 大阪府門真市 大字蔭島 まで	— メートル (土工部) 2. 25 メートル (橋梁部)	
大阪府門真市 大字蔭島 から 大阪府大阪市 鶴見区緑地公園 まで	1. 75 メートル (土工部) 1. 75 メートル (橋梁部)	

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (第二京阪道路)	大阪府門真市 三ツ島一丁目	平面接続	本線
近畿自動車道 天理吹田線	大阪府門真市大字蔭島 大阪府大阪市鶴見区茨田大宮二丁目	立体接続	門真ジャンクション
主要地方道 八尾茨木線	大阪府門真市大字蔭島	立体接続	門真西インターチェンジ(仮称)
一般国道1号 (淀川左岸線)	大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	平面接続	本線(直轄・阪神高速)

別 紙 1

(4) 工事予算

60,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 29 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 44 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

87,387 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 83,018 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道1号(油小路線)(京都南JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号
(有料道路名:油小路線)

(2) 工事の箇所

京都府京都市伏見区竹田真幡木町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中央自動車道 西宮線	京都府京都市 伏見区竹田真幡木町	立体接続	京都南ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

30,273 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 31 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 41 年 3 月 31 日

※本事業については、都市計画決定の上、事業の着手を行うものとする。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

39, 438 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 37, 467 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道26号(堺泉北道路)

(大阪府堺市中区平井から大阪府高石市綾園まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道26号 (有料道路名 : 堺泉北道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府堺市中区平井 から
大阪府高石市綾園 まで

(ロ) 延 長 4.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第4種第1級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設 計 速 度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府堺市 中区平井 から 大阪府高石市 綾園 まで	60	4.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.25メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府堺市 中区平井 から 大阪府高石市 綾園 まで	4 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	0.75×2	1.5	-	-	-	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- 1.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
近畿自動車道 松原那智勝浦線	大阪府堺市中区平井	立体接続	堺ジャンクション
府道泉大津美原線	大阪府堺市中区平井	立体接続	平井出入口
府道泉大津美原線	大阪府堺市西区太平寺	立体接続	太平寺出入口
府道泉大津美原線	大阪府堺市西区菱木	立体接続	菱木出入口
府道泉大津美原線	大阪府高石市取石	立体接続	取石出入口
府道泉大津美原線	大阪府高石市綾園	平面接続	本線

別 紙 1

(4) 工事予算

5,449 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 3 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5,466 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道165号(南阪奈道路)

(大阪府堺市美原区丹上から大阪府羽曳野市蔵之内まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道165号 (有料道路名 : 南阪奈道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府堺市美原区丹上 から
大阪府羽曳野市蔵之内 まで

(ロ) 延 長 4.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設 計 速 度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府堺市 美原区丹上 から 大阪府羽曳野市 蔵之内 まで	80	4.6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府堺市 美原区丹上 から 大阪府羽曳野市 蔵之内 まで	4 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	-	-	-	
トンネル部分	1.75×2	3.50	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	-	-	-	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
近畿自動車道 松原那智勝浦線	大阪府堺市美原区丹上	立体接続	美原ジャンクション
府道泉大津美原線	大阪府堺市美原区丹上	立体接続	美原インターチェンジ
府道美原太子線	大阪府堺市美原区小平尾	立体接続	美原東インターチェンジ
府道美原太子線	大阪府羽曳野市蔵之内	立体接続	羽曳野インターチェンジ
一般国道165号(南阪奈道路)	大阪府羽曳野市蔵之内	平面接続	本線

別 紙 1

(4) 工事予算

32, 246 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 3 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

32, 308 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道165号(南阪奈道路)

(大阪府羽曳野市蔵之内から奈良県葛城市辨之庄まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別 紙 1

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道165号

(有料道路名 : 南阪奈道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府羽曳野市蔵之内 から
奈良県葛城市辨之庄 まで

(ロ) 延 長 12.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設 計 速 度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府羽曳野市 蔵之内 から 奈良県葛城市 辨之庄 まで	80	12.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
大阪府羽曳野市 蔵之内 から 奈良県葛城市 辨之庄 まで	2 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	
トンネル部分	1.5+1.0	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.25	2.5	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 － メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

－ メートル (土工部)

－ メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道165号(南阪奈道路)	大阪府羽曳野市蔵之内	平面接続	本線
一般国道170号(大阪外環状線)	大阪府羽曳野市蔵之内	立体接続	羽曳野IC
都市計画道路羽曳野東線	大阪府羽曳野市飛鳥	立体接続	羽曳野東IC
府道香芝太子線	大阪府南河内郡太子町春日	立体接続	太子IC
広域営農団地農道	大阪府南河内郡太子町春日	立体接続	太子IC
県道御所香芝線	奈良県葛城市太田	立体接続	葛城IC
一般国道165号(大和高田バイパス)	奈良県葛城市辨之庄	平面接続	本線

別 紙 1

(4) 工事予算

－ 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 30 年 3 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

－ 百万円(消費税込み)

別紙3を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	16,786百万円
H 1 9	24,426百万円
H 2 0	25,020百万円
H 2 1	26,890百万円
H 2 2	37,352百万円
H 2 3	37,947百万円
H 2 4	42,569百万円
H 2 5	55,252百万円
H 2 6	79,077百万円
H 2 7	68,933百万円
H 2 8	89,158百万円
H 2 9	95,702百万円
H 3 0	92,026百万円
H 3 1	121,565百万円
H 3 2	143,959百万円
H 3 3	112,913百万円
H 3 4	45,179百万円
H 3 5	44,966百万円
H 3 6	41,416百万円
H 3 7	41,626百万円
H 3 8	42,396百万円
H 3 9	42,479百万円
H 4 0	42,107百万円
H 4 1	42,777百万円
H 4 2	43,613百万円
H 4 3	44,444百万円
H 4 4	45,740百万円
H 4 5	44,995百万円
H 4 6	45,740百万円
H 4 7	45,938百万円
H 4 8	46,267百万円
H 4 9	46,528百万円
H 5 0	46,102百万円
H 5 1	46,178百万円
H 5 2	46,532百万円
H 5 3	46,693百万円
H 5 4	46,395百万円
H 5 5	46,692百万円
H 5 6	46,023百万円
H 5 7	45,308百万円
H 5 8	45,144百万円
H 5 9	45,733百万円
H 6 0	45,106百万円
H 6 1	45,598百万円
H 6 2	46,116百万円
H 6 3	46,680百万円
H 6 4	46,772百万円
H 6 5	46,844百万円
H 6 6	46,860百万円
H 6 7	45,989百万円
H 6 8	46,241百万円
H 6 9	45,897百万円
H 7 0	45,994百万円
H 7 1	43,097百万円

(注1) 平成18年度から平成27年度までは実績値を、平成28年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙4を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	73,809百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

別紙5

(協定第7条第1項関連)

(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

西日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H26	17百万円
H27	114百万円
H28	272百万円
H29	1,471百万円
H30	1,152百万円
H31	1,331百万円
H32	1百万円
H33	26百万円
H34	65百万円
H35	85百万円
H36	0百万円
H37	0百万円
H38	0百万円
H39	0百万円
H40	0百万円
H41	0百万円
H42	0百万円
H43	0百万円
H44	0百万円
H45	0百万円
H46	0百万円
H47	0百万円
H48	0百万円
H49	0百万円
H50	0百万円
H51	0百万円
H52	0百万円
H53	0百万円
H54	0百万円
H55	0百万円
H56	0百万円
H57	0百万円
H58	0百万円
H59	0百万円
H60	0百万円
H61	0百万円
H62	0百万円
H63	0百万円
H64	0百万円
H65	0百万円
H66	0百万円
H67	0百万円
H68	0百万円
H69	0百万円
H70	0百万円
H71	0百万円

別紙6を次のとおり改める。

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分
H18	(499,925百万円) 510,013百万円	(69,628百万円) 74,784百万円	(332,649百万円) 357,283百万円	(107,706百万円) 115,682百万円	(224,943百万円) 241,601百万円
H19	(509,334百万円) 509,334百万円	(76,047百万円) 79,849百万円	(363,317百万円) 381,483百万円	(117,636百万円) 123,517百万円	(245,681百万円) 257,966百万円
H20	(502,022百万円) 485,996百万円	(75,381百万円) 76,489百万円	(360,133百万円) 365,426百万円	(116,605百万円) 118,318百万円	(243,528百万円) 247,108百万円
H21	(399,934百万円) 381,671百万円	(58,960百万円) 61,193百万円	(281,681百万円) 292,353百万円	(91,203百万円) 94,659百万円	(190,478百万円) 197,694百万円
H22	(410,838百万円) 403,375百万円	(61,473百万円) 60,260百万円	(293,688百万円) 287,895百万円	(95,091百万円) 93,215百万円	(198,597百万円) 194,680百万円
H23	(395,853百万円) 410,885百万円	(58,087百万円) 45,466百万円	(277,511百万円) 289,436百万円	(89,853百万円) 78,667百万円	(187,658百万円) 210,769百万円
H24	(395,037百万円) 424,597百万円	(58,201百万円) 47,363百万円	(278,058百万円) 301,509百万円	(90,030百万円) 81,949百万円	(188,028百万円) 219,560百万円
H25	(397,607百万円) 442,443百万円	(35,890百万円) 41,477百万円	(228,473百万円) 264,040百万円	(62,098百万円) 71,765百万円	(166,375百万円) 192,275百万円
H26	(488,754百万円) 557,169百万円	(47,742百万円) 56,249百万円	(303,924百万円) 358,080百万円	(82,605百万円) 97,325百万円	(221,319百万円) 260,755百万円
H27	(489,117百万円) 571,084百万円	(51,375百万円) 61,589百万円	(327,049百万円) 392,073百万円	(88,890百万円) 106,564百万円	(238,159百万円) 285,509百万円
H28	(538,594百万円) 561,908百万円	(46,825百万円) 49,730百万円	(298,084百万円) 316,579百万円	(81,018百万円) 86,045百万円	(217,066百万円) 230,534百万円
H29	500,529百万円	37,978百万円	241,765百万円	65,711百万円	176,054百万円
H30	515,987百万円	43,178百万円	274,871百万円	74,709百万円	200,162百万円
H31	522,370百万円	39,422百万円	250,957百万円	68,209百万円	182,748百万円
H32	517,920百万円	35,160百万円	223,826百万円	60,835百万円	162,991百万円
H33	520,928百万円	38,331百万円	244,013百万円	66,322百万円	177,691百万円
H34	523,492百万円	45,369百万円	288,814百万円	78,498百万円	210,316百万円
H35	530,143百万円	45,593百万円	290,243百万円	78,887百万円	211,356百万円
H36	526,761百万円	46,009百万円	292,888百万円	79,606百万円	213,282百万円
H37	525,762百万円	46,175百万円	293,945百万円	79,893百万円	214,052百万円
H38	523,234百万円	46,061百万円	293,224百万円	79,697百万円	213,527百万円
H39	522,463百万円	47,063百万円	299,599百万円	81,430百万円	218,169百万円
H40	520,781百万円	48,941百万円	311,555百万円	84,679百万円	226,876百万円
H41	521,505百万円	51,510百万円	327,909百万円	89,124百万円	238,785百万円
H42	519,758百万円	59,244百万円	377,143百万円	102,506百万円	274,637百万円
H43	518,003百万円	58,922百万円	375,091百万円	101,948百万円	273,143百万円
H44	508,523百万円	57,579百万円	366,543百万円	99,625百万円	266,918百万円
H45	503,438百万円	57,038百万円	363,100百万円	98,689百万円	264,411百万円
H46	500,708百万円	56,605百万円	360,343百万円	97,940百万円	262,403百万円
H47	498,897百万円	56,355百万円	358,750百万円	97,507百万円	261,243百万円
H48	493,722百万円	55,669百万円	354,384百万円	96,320百万円	258,064百万円
H49	486,841百万円	54,779百万円	348,718百万円	94,780百万円	253,938百万円
H50	479,938百万円	53,972百万円	343,579百万円	93,383百万円	250,196百万円
H51	475,576百万円	53,418百万円	340,058百万円	92,426百万円	247,632百万円
H52	469,063百万円	52,563百万円	334,612百万円	90,946百万円	243,666百万円
H53	465,612百万円	52,113百万円	331,746百万円	90,167百万円	241,579百万円
H54	461,745百万円	51,668百万円	328,915百万円	89,398百万円	239,517百万円
H55	459,531百万円	51,355百万円	326,923百万円	88,856百万円	238,067百万円
H56	453,934百万円	50,741百万円	323,012百万円	87,793百万円	235,219百万円
H57	448,569百万円	50,161百万円	319,325百万円	86,791百万円	232,534百万円
H58	446,396百万円	49,911百万円	317,731百万円	86,358百万円	231,373百万円
H59	445,260百万円	49,696百万円	316,363百万円	85,986百万円	230,377百万円
H60	439,879百万円	49,104百万円	312,591百万円	84,961百万円	227,630百万円
H61	433,559百万円	48,255百万円	307,187百万円	83,492百万円	223,695百万円
H62	428,923百万円	47,613百万円	303,099百万円	82,381百万円	220,718百万円
H63	425,460百万円	47,111百万円	299,904百万円	81,513百万円	218,391百万円
H64	419,379百万円	46,342百万円	295,007百万円	80,182百万円	214,825百万円
H65	414,934百万円	45,779百万円	291,424百万円	79,208百万円	212,216百万円
H66	410,478百万円	45,221百万円	287,875百万円	78,243百万円	209,632百万円
H67	407,544百万円	44,964百万円	286,240百万円	77,799百万円	208,441百万円
H68	401,483百万円	44,178百万円	281,231百万円	76,437百万円	204,794百万円
H69	397,045百万円	43,667百万円	277,984百万円	75,555百万円	202,429百万円
H70	392,322百万円	43,067百万円	274,160百万円	74,515百万円	199,645百万円
H71	283,683百万円	29,895百万円	190,312百万円	51,726百万円	138,586百万円

(注1) 平成18年度から平成27年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、平成28年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

計画料金収入の額

西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(643,757百万円) 660,282百万円
H 1 9	(652,624百万円) 655,944百万円
H 2 0	(644,959百万円) 622,483百万円
H 2 1	(547,669百万円) 523,929百万円
H 2 2	(566,717百万円) 553,587百万円
H 2 3	(546,542百万円) 567,040百万円
H 2 4	(549,281百万円) 584,334百万円
H 2 5	(552,462百万円) 602,823百万円
H 2 6	(647,514百万円) 722,404百万円
H 2 7	(658,713百万円) 747,267百万円
H 2 8	(715,852百万円) 746,325百万円
H 2 9	679,300百万円
H 3 0	697,467百万円
H 3 1	707,144百万円
H 3 2	705,150百万円
H 3 3	702,961百万円
H 3 4	703,708百万円
H 3 5	708,341百万円
H 3 6	705,108百万円
H 3 7	703,655百万円
H 3 8	702,350百万円
H 3 9	702,993百万円
H 4 0	700,608百万円
H 4 1	699,873百万円
H 4 2	698,528百万円
H 4 3	695,693百万円
H 4 4	686,373百万円
H 4 5	680,923百万円
H 4 6	676,189百万円
H 4 7	673,263百万円
H 4 8	666,719百万円
H 4 9	661,988百万円
H 5 0	657,232百万円
H 5 1	654,228百万円
H 5 2	647,679百万円
H 5 3	642,911百万円
H 5 4	638,146百万円
H 5 5	635,160百万円
H 5 6	628,744百万円
H 5 7	624,035百万円
H 5 8	619,279百万円
H 5 9	616,198百万円
H 6 0	609,814百万円
H 6 1	605,072百万円
H 6 2	600,323百万円
H 6 3	597,086百万円
H 6 4	590,716百万円
H 6 5	586,039百万円
H 6 6	581,404百万円
H 6 7	578,437百万円
H 6 8	572,341百万円
H 6 9	567,872百万円
H 7 0	563,388百万円
H 7 1	525,859百万円

(注1) 平成18年度から平成27年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、平成28年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

① 本申請書「1 高速道路の路線名」中(1)から(23)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間(以下「対距離制区間」という。)は、高速国道のうち、ロの区間料金制を適用する区間(以下「区間料金制区間」という。)以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	普通区間	大都市 近郊区間	関門 特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	51.2
普通車	24.6	29.52	64.0
中型車	29.52	35.424	76.8
大型車	40.59	48.708	105.6
特大車	67.65	81.18	176.0

ただし、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)については、平成26年4月1日から平成36年3月31日まで、上表における関門特別区間の料金の額を普通区間の料金の額と同額とする。なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動車料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。)第1条に規定する有料道路自動車料金収受システムを、「ETCクレジットカード」は西日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「6会社」という。))が公告したETCシステム利用規程(以下「利用規程」という。)第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は6会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードを、「ETCコーポレートカード」は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「3会社」という。)が別に定める約款により(2)②に定める割引の適用に関する契約(以下「コーポレート契約」という。)を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第3条第1号に規定する車載器(以下「車載器」という。)を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたETCカードをいう(以下同じ。))。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。))。

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関門特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。))。

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ。))。

(注4) 上表において「関門特別区間」とあるのは、関門自動車道の下関インターチェンジから門司港インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。))。

B 普通区間のうち、近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェ

ンジまでの区間及び沖縄自動車道許田インターチェンジから石川インターチェンジまでの区間の利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	近畿自動車道 松原那智勝浦線 海南インターチェンジから 有田インターチェンジまで	沖縄自動車道 許田インターチェンジから 石川インターチェンジまで
軽自動車等	31.488	16.784
普通車	39.36	20.98
中型車	47.232	25.176
大型車	64.944	34.617
特大車	108.24	57.695

ただし、ETC車については、平成26年4月1日から平成36年3月31日まで、上表における近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間の料金の額を、Aの普通区間の料金の額と同額とする。

C 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道1号及び478号(京滋バイパス)(以下「京滋バイパス」という。)、一般国道1号(第二京阪道路)(以下「第二京阪道路」という。)、一般国道2号(広島岩国道路)(以下「広島岩国道路」という。)、一般国道10号(椎田道路)(以下「椎田道路」という。)、一般国道10号(宇佐別府道路)(以下「宇佐別府道路」という。)、一般国道10号(隼人道路)(以下「隼人道路」という。)、一般国道11号(高松東道路)(以下「高松東道路」という。)、一般国道42号(湯浅御坊道路)(以下「湯浅御坊道路」という。))又は本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の高速国道のキロ程を通算したものとする。

C 周回走行が可能な区間(以下「ループ」という。)を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を合算したものとする。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{2.5}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{3.5}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

(注) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : (ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'n : 大都市近郊区間(n1)、関門特別区間(n2)又は(ロ)イ)Bに定める区間(n3)

のキロ程（単位：キロメートル）

R : (ロ)イ) Bに定める区間を除く普通区間1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R' n : 大都市近郊区間（n1）、関門特別区間（n2）又は(ロ)イ) Bに定める区間（n3）の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ハ) 消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税（以下「消費税」という。）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税（以下「地方消費税」という。）の転嫁並びに料金の単位

ロ) に定める方法により算出した額に消費税の税率とその率に地方消費税の税率を乗じた率との合算値に1を加算した値（以下「消費税率」という。）を乗じた額（以下、「消費税率を乗じた額」という。）を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ニ) 料金の額の特例

A 別添4の(A)に掲げるインターチェンジ相互間（別添4の(B)に掲げる額（単位：円）に金額の記載がない車種を除く。以下同じ。）の料金の額は、イ) からハ) の規定にかかわらず、別添4の(B)に掲げる額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。この措置による額が、当該車種に比して普通区間の1キロメートル当たりの料金の額が小さい車種（以下「下位車種」という。）の同一区間における料金の額を下回る場合は、下位車種の料金の額をこの措置による額と同額とする。

B (四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日から適用する。)

津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の料金の額は、イ) からハ) の規定にかかわらず、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
津田東インターチェンジから 津田寒川インターチェンジまで	142.858	190.477	190.477	285.715	476.191
津田東インターチェンジから 志度インターチェンジまで	238.096	285.715	333.334	476.191	809.524
津田東インターチェンジから さぬき三木インターチェンジまで	380.953	428.572	523.810	714.286	1,238.096
津田東インターチェンジから 高松東インターチェンジまで	428.572	523.810	619.048	857.143	1,428.572
津田寒川インターチェンジから 志度インターチェンジまで	95.239	142.858	142.858	190.477	333.334
津田寒川インターチェンジから さぬき三木インターチェンジまで	238.096	285.715	333.334	428.572	761.905
津田寒川インターチェンジから 高松東インターチェンジまで	285.715	333.334	428.572	571.429	952.381
志度インターチェンジから さぬき三木インターチェンジまで	142.858	142.858	190.477	238.096	428.572
志度インターチェンジから 高松東インターチェンジまで	190.477	238.096	285.715	380.953	666.667

ホ) 料金算出方法の特例

A (四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の供用開始の日から適用する。)

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ) により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ) からハ) に定める方法により算出した額とニ) Bに定める当該相互間の料金の額との合計額とする。

B 山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジを通り、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道30号早島インターチェンジから坂出インターチェンジ又は坂出北インター

チェンジまでの区間を連続して通行する場合の山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間（ただし、四国縦貫自動車道及び四国横断自動車道阿南四万十線の各インターチェンジから山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間を除く。）の料金の額は、ロ）からニ）及びAに定める方法により算出した四国横断自動車道阿南四万十線善通寺インターチェンジまでの区間の料金の額を上限とする。

- C 一般国道9号（江津道路）（以下「江津道路」という。）の江津インターチェンジ又は江津西インターチェンジから浜田ジャンクションまでの区間を連続して通行する場合の中国横断自動車道広島浜田線の浜田ジャンクションから浜田インターチェンジまでの区間の料金の額は、普通車については、（ロ）イ）Aの普通区間1キロメートル当たりの料金の額により、当該区間に別添5の江津道路の江津インターチェンジから浜田ジャンクションまでのキロ程を加算したキロ程に基づき（ハ）ロ）及びハ）により算出された額から②チに定める江津道路の江津インターチェンジから浜田ジャンクションまでの料金の額を減じた額とし、その他の車種については、この額に（ロ）イ）Aの普通区間の1キロメートル当たりの各車種毎の料金の額の普通車の額に対する比率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。
- D 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間で、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道28号及び同一般国道30号を連続して走行する場合（以下「連続走行」という。）における料金の額は、連続走行前におけるインターチェンジ相互間及び連続走行後におけるインターチェンジ相互間について、ロ）からホ）に定める方法によりそれぞれ算出した額の合算額とする。

ロ 区間料金制区間の料金の額

区間料金制区間は、近畿自動車道天理吹田線の天理インターチェンジから松原インターチェンジ又は長原インターチェンジまでの区間（以下「西名阪自動車道」という。）、松原インターチェンジから吹田インターチェンジまでの区間（以下「近畿自動車道」という。）及び長原インターチェンジから近畿自動車道松原那智勝浦線の岸和田和泉インターチェンジまでの区間（以下「阪和自動車道（区間料金制区間）」という。）とし、各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の（イ）及び（ロ）に掲げる表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

（イ）平成29年6月2日まで

路線名	料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
西名阪自動車道	天理インターチェンジから香芝インターチェンジまで	291.263	388.350	388.350	533.981	873.787
	香芝インターチェンジから松原インターチェンジ又は長原インターチェンジまで	291.263	388.350	388.350	533.981	873.787
近畿自動車道	松原インターチェンジから吹田インターチェンジまで	388.350	485.437	485.437	728.156	1,116.505
阪和自動車道 （区間料金制区間）	長原インターチェンジから岸和田和泉インターチェンジまで	388.350	485.437	485.437	728.156	1,116.505

（ロ）平成29年6月3日以降

イ）西名阪自動車道

A ETC車以外の自動車の場合

（A）天理インターチェンジから香芝インターチェンジまでの区間

軽自動車等

				香芝
			法隆寺	287.037
		大和まほろばスマート	—	—
	郡山下ツ道ジャンクション・郡山	287.038	287.038	287.038
天理	287.038	287.038	287.038	287.038

普通車

				香芝
			法隆寺	328.298
		大和まほろばスマート	—	—
	郡山下ツ道ジャンクション・郡山	379.630	379.630	379.630
天理	379.630	379.630	379.630	379.630

中型車

				香芝
			法隆寺	379.630
		大和まほろばスマート	—	—
	郡山下ツ道ジャンクション・郡山	379.630	379.630	379.630
天理	379.630	379.630	379.630	379.630

大型車

				香芝
			法隆寺	527.778
		大和まほろばスマート	—	—
	郡山下ツ道ジャンクション・郡山	527.778	527.778	527.778
天理	527.778	527.778	527.778	527.778

特大車

				香芝
			法隆寺	823.190
		大和まほろばスマート	—	—
	郡山下ツ道ジャンクション・郡山	861.112	861.112	861.112
天理	861.112	861.112	861.112	861.112

(B) 香芝インターチェンジから松原インターチェンジ又は長原インターチェンジまでの区間

A) 各入口インターチェンジから松原インターチェンジ又は長原インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

				長原
			松原	192.509
		松原ジャンクション	192.509	192.509
		藤井寺	244.464	244.464
	柏原	287.038	287.038	287.038
香芝	—	287.038	287.038	287.038

普通車

				長原
			松原	203.136
		松原ジャンクション	203.136	203.136
		藤井寺	268.080	268.080
	柏原	379.630	379.630	379.630
香芝	—	379.630	379.630	379.630

中型車

				長原
			松原	213.763
		松原ジャンクション	213.763	213.763
		藤井寺	291.696	291.696
	柏原	379.630	379.630	379.630
香芝	—	379.630	379.630	379.630

大型車

				長原
			松原	237.674
		松原ジャンクション	237.674	237.674
		藤井寺	344.832	344.832
	柏原	527.778	527.778	527.778
香芝	—	527.778	527.778	527.778

特大車

					長原
				松原	296.124
			松原ジャンクション	296.124	296.124
		藤井寺	474.720	474.720	474.720
	柏原	861.112	861.112	861.112	861.112
香芝	—	861.112	861.112	861.112	861.112

B) 各入口インターチェンジから香芝インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

					長原
				松原	192.509
			松原ジャンクション	192.509	192.509
		藤井寺	287.038	287.038	287.038
	柏原	287.038	287.038	287.038	287.038
香芝	—	287.038	287.038	287.038	287.038

普通車

					長原
				松原	203.136
			松原ジャンクション	203.136	203.136
		藤井寺	379.630	379.630	379.630
	柏原	379.630	379.630	379.630	379.630
香芝	—	379.630	379.630	379.630	379.630

中型車

					長原
				松原	213.763
			松原ジャンクション	213.763	213.763
		藤井寺	379.630	379.630	379.630
	柏原	379.630	379.630	379.630	379.630
香芝	—	379.630	379.630	379.630	379.630

大型車

					長原
				松原	237.674
			松原ジャンクション	237.674	237.674
		藤井寺	527.778	527.778	527.778
	柏原	527.778	527.778	527.778	527.778
香芝	—	527.778	527.778	527.778	527.778

特大車

									長原
								松原	296.124
						松原ジャンクション	296.124	296.124	296.124
			藤井寺	861.112	861.112	861.112	861.112	861.112	861.112
	柏原	861.112	861.112	861.112	861.112	861.112	861.112	861.112	861.112
香芝	—	861.112	861.112	861.112	861.112	861.112	861.112	861.112	861.112

B ETC車の場合

軽自動車等

									長原
								松原	192.509
							松原ジャンクション	171.254	171.254
			藤井寺	223.210	244.464	244.464	244.464	244.464	244.464
			柏原	270.442	287.038	287.038	287.038	287.038	287.038
		香芝	—	287.038	287.038	287.038	287.038	287.038	287.038
		法隆寺	277.526	—	501.878	574.075	574.075	574.075	574.075
		大和まほろばスマート	227.933	287.038	—	574.075	574.075	574.075	574.075
	郡山下ツ道ジャンクション・郡山	213.763	287.038	287.038	—	574.075	574.075	574.075	574.075
天理	225.571	287.038	287.038	287.038	—	574.075	574.075	574.075	574.075

普通車

									長原
								松原	203.136
							松原ジャンクション	176.568	176.568
			藤井寺	241.512	268.080	268.080	268.080	268.080	268.080
			柏原	300.552	379.630	379.630	379.630	379.630	379.630
		香芝	—	379.630	379.630	379.630	379.630	379.630	379.630
		法隆寺	309.408	—	589.848	681.360	707.928	707.928	707.928
		大和まほろばスマート	247.416	379.630	—	687.264	759.260	759.260	759.260
	郡山下ツ道ジャンクション・郡山	229.704	327.120	379.630	—	759.260	759.260	759.260	759.260
天理	244.464	324.168	379.630	379.630	—	759.260	759.260	759.260	759.260

中型車

									長原
								松原	213.763
							松原 ジャンクション	181.882	181.882
						藤井寺	259.814	291.696	291.696
					柏原	330.662	379.630	379.630	379.630
			香芝	—	379.630	379.630	379.630	379.630	379.630
			法隆寺	341.290	—	677.818	759.260	759.260	759.260
		大和まほ ろばスマート	266.899	379.630	—	759.260	759.260	759.260	759.260
	郡山下ツ道ジャンクション・郡山	245.645	362.544	379.630	—	759.260	759.260	759.260	759.260
天理	263.357	359.002	379.630	379.630	—	759.260	759.260	759.260	759.260

大型車

									長原
								松原	237.674
							松原 ジャンクション	193.837	193.837
						藤井寺	300.995	344.832	344.832
					柏原	398.411	527.778	527.778	527.778
			香芝	—	527.778	527.778	527.778	527.778	527.778
			法隆寺	413.023	—	875.749	1,026.744	1,055.556	1,055.556
		大和まほ ろばスマート	310.736	527.778	—	1,036.486	1,055.556	1,055.556	1,055.556
	郡山下ツ道ジャンクション・郡山	281.512	442.248	527.778	—	1,055.556	1,055.556	1,055.556	1,055.556
天理	305.866	437.377	527.778	527.778	—	1,055.556	1,055.556	1,055.556	1,055.556

普通車

													吹田
												摂津北	—
											摂津南	353.688	353.688
										守口 ジャンクション	—	690.216	690.216
									門真	480.624	—	480.624	480.624
									門真 ジャンクション	—	613.464	—	613.464
								大東鶴見	—	—	—	—	—
							東大阪北	583.944	583.944	—	583.944	—	583.944
						東大阪 ジャンクション	—	648.888	648.888	—	648.888	—	648.888
					東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—
			八尾	690.216	690.216	—	690.216	690.216	—	690.216	—	690.216	690.216
		長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	203.136	—	690.216	690.216	—	690.216	690.216	—	690.216	—	690.216	690.216
松原	203.136	203.136	—	690.216	690.216	—	690.216	690.216	—	690.216	—	690.216	690.216

中型車

													吹田	
												摂津北	—	
												摂津南	394.426	394.426
											守口 ジャンクション	—	798.259	798.259
										門真	546.749	—	546.749	546.749
										門真 ジャンクション	—	706.157	—	706.157
								大東鶴見	—	—	—	—	—	—
							東大阪北	670.733	670.733	—	670.733	—	670.733	670.733
						東大阪 ジャンクション	—	748.666	748.666	—	748.666	—	748.666	748.666
					東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			八尾	798.259	798.259	—	798.259	798.259	—	798.259	—	798.259	798.259	
		長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	213.763	—	798.259	798.259	—	798.259	798.259	—	798.259	—	798.259	798.259	
松原	213.763	213.763	—	798.259	798.259	—	798.259	798.259	—	798.259	—	798.259	798.259	

ただし、中型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車

													吹田											
													摂津北	—										
													摂津南	367.946	367.946									
													守口 ジャンクション	—	728.031	728.031								
													門真	503.768	—	503.768	503.768							
													門真 ジャンクション	—	645.906	—	645.906	645.906						
													大東鶴見	—	—	—	—	—						
													東大阪北	614.320	614.320	—	614.320	—	614.320	614.320				
													東大阪 ジャンクション	—	683.810	683.810	—	683.810	—	683.810	683.810			
													東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—			
													八尾	728.031	728.031	—	728.031	728.031	—	728.031	728.031			
													長原	—	—	—	—	—	—	—	—			
													松原 ジャンクション	213.763	—	728.031	728.031	—	728.031	728.031	—	728.031	728.031	
													松原	213.763	213.763	—	728.031	728.031	—	728.031	728.031	—	728.031	728.031

(B) 各入口インターチェンジから松原インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

																								吹田														
																									摂津北	—												
																									摂津南	582.173	582.173											
																									守口 ジャンクション	—	582.173	582.173										
																									門真	582.173	—	582.173	582.173									
																									門真 ジャンクション	—	582.173	—	582.173	582.173								
																									大東鶴見	—	—	—	—	—	—							
																									東大阪北	497.155	520.771	—	582.173	—	582.173	582.173						
																									東大阪 ジャンクション	—	497.155	520.771	—	582.173	—	582.173	582.173					
																									東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—					
																									八尾	338.928	421.584	—	497.155	520.771	—	582.173	—	582.173	582.173			
																									長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
																									松原 ジャンクション	192.509	—	338.928	421.584	—	497.155	520.771	—	582.173	—	582.173	582.173	
																									松原	192.509	192.509	—	338.928	421.584	—	497.155	520.771	—	582.173	—	582.173	582.173

普通車

													吹田
												摂津北	—
											摂津南	690.216	690.216
										守口 ジャンクション	—	690.216	690.216
									門真	690.216	—	690.216	690.216
								門真 ジャンクション	—	690.216	—	690.216	690.216
							大東鶴見	—	—	—	—	—	—
						東大阪北	583.944	613.464	—	690.216	—	690.216	690.216
					東大阪 ジャンクション	—	583.944	613.464	—	690.216	—	690.216	690.216
				東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			八尾	386.160	489.480	—	583.944	613.464	—	690.216	—	690.216	690.216
		長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	203.136	—	386.160	489.480	—	583.944	613.464	—	690.216	—	690.216	690.216
松原	203.136	203.136	—	386.160	489.480	—	583.944	613.464	—	690.216	—	690.216	690.216

中型車

													吹田
												摂津北	—
											摂津南	798.259	798.259
										守口 ジャンクション	—	798.259	798.259
									門真	798.259	—	798.259	798.259
								門真 ジャンクション	—	798.259	—	798.259	798.259
							大東鶴見	—	—	—	—	—	—
						東大阪北	670.733	706.157	—	798.259	—	798.259	798.259
					東大阪 ジャンクション	—	670.733	706.157	—	798.259	—	798.259	798.259
				東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			八尾	433.392	557.376	—	670.733	706.157	—	798.259	—	798.259	798.259
		長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	213.763	—	433.392	557.376	—	670.733	706.157	—	798.259	—	798.259	798.259
松原	213.763	213.763	—	433.392	557.376	—	670.733	706.157	—	798.259	—	798.259	798.259

大型車

													吹田
													摂津北
												摂津南	
											守口 ジャンクション		
									門真				
								門真 ジャンクション					
							大東鶴見						
						東大阪北							
					東大阪 ジャンクション								
				東大阪南									
			八尾										
		長原											
	松原 ジャンクション												
松原													

特大車

													吹田
													摂津北
												摂津南	
											守口 ジャンクション		
									門真				
								門真 ジャンクション					
							大東鶴見						
						東大阪北							
					東大阪 ジャンクション								
				東大阪南									
			八尾										
		長原											
	松原 ジャンクション												
松原													

ただし、中型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車

													吹田													
													摂津北	—												
													摂津南	728.031	728.031											
													守口 ジャンクション	—	728.031	728.031										
													門真	728.031	—	728.031	728.031									
													門真 ジャンクション	—	728.031	—	728.031	728.031								
													大東鶴見	—	—	—	—	—								
													東大阪北	614.320	645.906	—	728.031	—	728.031	728.031						
													東大阪 ジャンクション	—	614.320	645.906	—	728.031	—	728.031	728.031					
													東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—					
													八尾	402.691	513.244	—	614.320	645.906	—	728.031	—	728.031	728.031			
													長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
													松原 ジャンクション	213.763	—	402.691	513.244	—	614.320	645.906	—	728.031	—	728.031	728.031	
													松原	213.763	213.763	—	402.691	513.244	—	614.320	645.906	—	728.031	—	728.031	728.031

B E T C車の場合

軽自動車等

																								吹田														
																									摂津北	—												
																									摂津南	227.933	312.950											
																									守口 ジャンクション	—	232.656	338.928										
																									門真	227.933	—	308.227	414.499									
																									門真 ジャンクション	—	260.995	—	343.651	449.923								
																									大東鶴見	—	—	—	—	—	—							
																									東大阪北	227.933	227.933	—	308.227	—	390.883	497.155						
																									東大阪 ジャンクション	—	227.933	249.187	—	360.182	—	442.838	549.110					
																									東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—					
																									八尾	227.933	277.526	—	353.098	376.714	—	487.709	—	570.365	582.173			
																									長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
																									松原 ジャンクション	171.254	—	317.674	400.330	—	475.901	499.517	—	582.173	—	582.173	582.173	
																									松原	171.254	192.509	—	338.928	421.584	—	497.155	520.771	—	582.173	—	582.173	582.173

普通車

													吹田							
												摂津北	—							
											摂津南	247.416	353.688							
										守口 ジャンクション	—	253.320	386.160							
									門真	247.416	—	347.784	480.624							
									門真 ジャンクション	—	288.744	—	392.064	524.904						
								大東鶴見	—	—	—	—	—	—						
								東大阪北	247.416	247.416	—	347.784	—	451.104	583.944					
								東大阪 ジャンクション	—	247.416	273.984	—	412.728	—	516.048	648.888				
								東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—				
								八尾	247.416	309.408	—	403.872	433.392	—	572.136	—	675.456	690.216		
								長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
								松原 ジャンクション	176.568	—	359.592	462.912	—	557.376	586.896	—	690.216	—	690.216	690.216
松原	176.568	203.136	—	386.160	489.480	—	583.944	613.464	—	690.216	—	690.216	—	690.216	—	690.216	—	690.216	690.216	

中型車

													吹田							
												摂津北	—							
												摂津南	266.899	394.426						
											守口 ジャンクション	—	273.984	433.392						
										門真	266.899	—	387.341	546.749						
										門真 ジャンクション	—	316.493	—	440.477	599.885					
								大東鶴見	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
								東大阪北	266.899	266.899	—	387.341	—	511.325	670.733					
								東大阪 ジャンクション	—	266.899	298.781	—	465.274	—	589.258	748.666				
								東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
								八尾	266.899	341.290	—	454.646	490.070	—	656.563	—	780.547	798.259		
								長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
								松原 ジャンクション	181.882	—	401.510	525.494	—	638.851	674.275	—	798.259	—	798.259	798.259
松原	181.882	213.763	—	433.392	557.376	—	670.733	706.157	—	798.259	—	798.259	—	798.259	—	798.259	—	798.259	798.259	

大型車

													吹田
												摂津北	—
											摂津南	310.736	486.085
										守口 ジャンクション	—	320.478	539.664
									門真	310.736	—	476.344	695.530
								門真 ジャンクション	—	378.928	—	549.406	768.592
							大東鶴見	—	—	—	—	—	—
						東大阪北	310.736	310.736	—	476.344	—	646.822	866.008
					東大阪 ジャンクション	—	310.736	354.574	—	583.501	—	753.979	973.165
				東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			八尾	310.736	413.023	—	568.889	617.597	—	846.524	—	1,017.002	1,041.356
		長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	193.837	—	495.827	666.305	—	822.170	870.878	—	1,041.356	—	1,041.356	1,041.356
松原	193.837	237.674	—	539.664	710.142	—	866.008	914.716	—	1,041.356	—	1,041.356	1,041.356

特大車

													吹田	
												摂津北	—	
												摂津南	417.894	710.142
											守口 ジャンクション	—	434.130	799.440
									門真	417.894	—	693.906	1,059.216	
								門真 ジャンクション	—	531.546	—	815.676	1,180.986	
							大東鶴見	—	—	—	—	—	—	
						東大阪北	417.894	417.894	—	693.906	—	978.036	1,343.346	
					東大阪 ジャンクション	—	417.894	490.956	—	872.502	—	1,156.632	1,521.942	
				東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			八尾	417.894	588.372	—	848.148	929.328	—	1,310.874	—	1,595.004	1,635.594	
		長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	松原 ジャンクション	223.062	—	726.378	1,010.508	—	1,270.284	1,351.464	—	1,635.594	—	1,635.594	1,635.594	
松原	223.062	296.124	—	799.440	1,083.570	—	1,343.346	1,424.526	—	1,635.594	—	1,635.594	1,635.594	

ただし、中型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車

												吹田									
												摂津北	—								
											摂津南	254.235	367.946								
									守口 ジャンクション	—	260.552	402.691									
								門真	254.235	—	361.629	503.768									
								門真 ジャンクション	—	298.456	—	409.008	551.147								
								大東鶴見	—	—	—	—	—								
								東大阪北	254.235	254.235	—	361.629	472.181	614.320							
								東大阪 ジャンクション	—	254.235	282.663	—	431.119	541.671	683.810						
								東大阪南	—	—	—	—	—	—							
								八尾	254.235	320.567	—	421.643	453.229	—	601.686	—	712.238	728.031			
								長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
								松原 ジャンクション	181.882	—	374.263	484.816	—	585.892	617.479	—	728.031	—	728.031	728.031	
								松原	181.882	213.763	—	402.691	513.244	—	614.320	645.906	—	728.031	—	728.031	728.031

ハ) 阪和自動車道 (区間料金制区間)

A ETC車以外の自動車の場合

(A) 各入口インターチェンジから岸和田和泉インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

												岸和田 和泉						
												堺	582.173					
											堺 ジャンクション	—	—					
										美原南	468.816	487.709	582.173					
										美原 ジャンクション	—	468.816	487.709	582.173				
										美原北	—	—	—	—				
										松原	—	—	—	—				
										松原 ジャンクション	192.509	268.080	279.888	—	468.816	487.709	582.173	
										長原	192.509	192.509	268.080	279.888	—	468.816	487.709	582.173

普通車

								岸和田 和泉
							堺	690.216
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	548.520	572.136	690.216
				美原 ジャンクション	—	548.520	572.136	690.216
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	203.136	297.600	312.360	—	548.520	572.136	690.216
長原	203.136	203.136	297.600	312.360	—	548.520	572.136	690.216

中型車

								岸和田 和泉
							堺	798.259
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	628.224	656.563	798.259
				美原 ジャンクション	—	628.224	656.563	798.259
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	213.763	327.120	344.832	—	628.224	656.563	798.259
長原	213.763	213.763	327.120	344.832	—	628.224	656.563	798.259

大型車

								岸和田 和泉
							堺	1,041.356
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	807.558	846.524	1,041.356
				美原 ジャンクション	—	807.558	846.524	1,041.356
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	237.674	393.540	417.894	—	807.558	846.524	1,041.356
長原	237.674	237.674	393.540	417.894	—	807.558	846.524	1,041.356

特大車

								岸和田 和泉
							堺	1,635.594
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	1,245.930	1,310.874	1,635.594
				美原 ジャンクション	—	1,245.930	1,310.874	1,635.594
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	296.124	555.900	596.490	—	1,245.930	1,310.874	1,635.594
長原	296.124	296.124	555.900	596.490	—	1,245.930	1,310.874	1,635.594

ただし、中型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車

								岸和田 和泉
							堺	728.031
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	576.416	601.686	728.031
				美原 ジャンクション	—	576.416	601.686	728.031
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	213.763	307.932	323.725	—	576.416	601.686	728.031
長原	213.763	213.763	307.932	323.725	—	576.416	601.686	728.031

(B) 各入口インターチェンジから長原インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

								岸和田 和泉
							堺	388.522
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	468.816	487.709	582.173
				美原 ジャンクション	—	468.816	487.709	582.173
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	192.509	268.080	279.888	—	468.816	487.709	582.173
長原	192.509	192.509	268.080	279.888	—	468.816	487.709	582.173

普通車

								岸和田 和泉
							堺	448.152
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	548.520	572.136	690.216
				美原 ジャンクション	—	548.520	572.136	690.216
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	203.136	297.600	312.360	—	548.520	572.136	690.216
長原	203.136	203.136	297.600	312.360	—	548.520	572.136	690.216

中型車

								岸和田 和泉
							堺	507.782
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	628.224	656.563	798.259
				美原 ジャンクション	—	628.224	656.563	798.259
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	213.763	327.120	344.832	—	628.224	656.563	798.259
長原	213.763	213.763	327.120	344.832	—	628.224	656.563	798.259

大型車

								岸和田 和泉
							堺	641.951
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	807.558	846.524	1,041.356
				美原 ジャンクション	—	807.558	846.524	1,041.356
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	237.674	393.540	417.894	—	807.558	846.524	1,041.356
長原	237.674	237.674	393.540	417.894	—	807.558	846.524	1,041.356

特大車

								岸和田 和泉
							堺	969.918
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	1,245.930	1,310.874	1,635.594
				美原 ジャンクション	—	1,245.930	1,310.874	1,635.594
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	296.124	555.900	596.490	—	1,245.930	1,310.874	1,635.594
長原	296.124	296.124	555.900	596.490	—	1,245.930	1,310.874	1,635.594

ただし、中型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車

								岸和田 和泉
							堺	469.023
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	576.416	601.686	728.031
				美原 ジャンクション	—	576.416	601.686	728.031
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	213.763	307.932	323.725	—	576.416	601.686	728.031
長原	213.763	213.763	307.932	323.725	—	576.416	601.686	728.031

B ETC車の場合

軽自動車等

								岸和田 和泉
							堺	388.522
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	298.781	317.674	556.195
				美原 ジャンクション	—	338.928	357.821	582.173
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	171.254	246.826	258.634	—	447.562	466.454	582.173
長原	171.254	192.509	268.080	279.888	—	468.816	487.709	582.173

普通車

								岸和田 和泉
							堺	448.152
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	335.976	359.592	657.744
				美原 ジャンクション	—	386.160	409.776	690.216
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	176.568	271.032	285.792	—	521.952	545.568	690.216
長原	176.568	203.136	297.600	312.360	—	548.520	572.136	690.216

中型車

								岸和田 和泉
							堺	507.782
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	373.171	401.510	759.293
				美原 ジャンクション	—	433.392	461.731	798.259
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	181.882	295.238	312.950	—	596.342	624.682	798.259
長原	181.882	213.763	327.120	344.832	—	628.224	656.563	798.259

大型車

								岸和田 和泉
							堺	641.951
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	456.860	495.827	987.778
				美原 ジャンクション	—	539.664	578.630	1,041.356
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	193.837	349.703	374.057	—	763.721	802.687	1,041.356
長原	193.837	237.674	393.540	417.894	—	807.558	846.524	1,041.356

特大車

								岸和田 和泉
							堺	969.918
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	661.434	726.378	1,546.296
				美原 ジャンクション	—	799.440	864.384	1,635.594
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	223.062	482.838	523.428	—	1,172.868	1,237.812	1,635.594
長原	223.062	296.124	555.900	596.490	—	1,245.930	1,310.874	1,635.594

ただし、中型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車

								岸和田 和泉
							堺	469.023
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	348.994	374.263	693.286
				美原 ジャンクション	—	402.691	427.960	728.031
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	181.882	279.504	295.297	—	547.989	573.258	728.031
長原	181.882	213.763	307.932	323.725	—	576.416	601.686	728.031

② 本申請書「1 高速道路の路線名」中(24)から(50)までに定める路線(以下「一般有料道路」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 京滋バイパスにおける各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

(イ) 平成29年6月2日まで

軽自動車等

								久御山淀
							久御山	95.239
						久御山 ジャンクション	—	95.239
					巨椋	—	—	—
				宇治西	95.239	142.858	—	190.477
			宇治東	—	—	—	—	—
		笠取	142.858	190.477	285.715	333.334	—	380.953
	南郷	—	—	—	—	—	—	—
	石山	142.858	—	333.334	428.572	476.191	523.810	619.048
瀬田東	—	238.096	—	428.572	476.191	571.429	619.048	666.667

普通車

									久御山淀
								久御山	95.239
							久御山 ジャンクション	—	95.239
						巨椋	—	—	—
				宇治西	95.239	142.858	—	—	238.096
			宇治東	—	—	—	—	—	—
		笠取	190.477	285.715	333.334	380.953	—	—	523.810
	南郷	—	—	—	—	—	—	—	—
	石山	190.477	—	428.572	523.810	571.429	619.048	—	761.905
瀬田東	—	285.715	—	523.810	619.048	666.667	761.905	—	857.143

中型車

									久御山淀
								久御山	95.239
							久御山 ジャンクション	—	142.858
						巨椋	—	—	—
				宇治西	95.239	142.858	—	—	285.715
			宇治東	—	—	—	—	—	—
		笠取	238.096	333.334	380.953	476.191	—	—	619.048
	南郷	—	—	—	—	—	—	—	—
	石山	190.477	—	523.810	619.048	714.286	761.905	—	904.762
瀬田東	—	333.334	—	619.048	761.905	809.524	904.762	—	1,047.620

大型車

									久御山淀
								久御山	142.858
							久御山 ジャンクション	—	190.477
						巨椋	—	—	—
					宇治西	142.858	238.096	—	428.572
				宇治東	—	—	—	—	—
			笠取	285.715	428.572	571.429	666.667	—	857.143
		南郷	—	—	—	—	—	—	—
	石山	285.715	—	714.286	857.143	952.381	1,047.620	—	1,238.096
瀬田東	—	476.191	—	904.762	1,000.000	1,142.858	1,238.096	—	1,428.572

特大車

									久御山淀
								久御山	238.096
							久御山 ジャンクション	—	285.715
						巨椋	—	—	—
					宇治西	190.477	380.953	—	666.667
				宇治東	—	—	—	—	—
			笠取	523.810	714.286	904.762	1,095.239	—	1,380.953
		南郷	—	—	—	—	—	—	—
	石山	476.191	—	1,190.477	1,380.953	1,571.429	1,761.905	—	2,047.620
瀬田東	—	761.905	—	1,476.191	1,714.286	1,904.762	2,047.620	—	2,380.953

(ロ) 平成29年6月3日以降

軽自動車等

									久御山淀
								久御山	87.963
							久御山 ジャンクション	—	87.963
						巨椋	—	—	—
				宇治西	87.963	134.260	—	—	189.815
			宇治東	—	—	—	—	—	—
		笠取	134.260	189.815	282.408	328.704	—	—	375.000
	南郷	—	—	—	—	—	—	—	—
	石山	134.260	—	328.704	421.297	467.593	523.149	—	615.741
瀬田東	—	236.112	—	421.297	467.593	569.445	615.741	—	662.038

普通車

									久御山淀
								久御山	87.963
							久御山 ジャンクション	—	87.963
						巨椋	—	—	—
				宇治西	87.963	134.260	—	—	236.112
			宇治東	—	—	—	—	—	—
		笠取	189.815	282.408	328.704	375.000	—	—	523.149
	南郷	—	—	—	—	—	—	—	—
	石山	189.815	—	421.297	523.149	569.445	615.741	—	754.630
瀬田東	—	282.408	—	523.149	615.741	662.038	754.630	—	855.528

中型車

									久御山淀
								久御山	87.963
							久御山 ジャンクション	—	134.260
						巨椋	—	—	—
				宇治西	87.963	134.260	—	—	282.408
			宇治東	—	—	—	—	—	—
		笠取	236.112	328.704	375.000	467.593	—	—	615.741
	南郷	—	—	—	—	—	—	—	—
	石山	189.815	—	523.149	615.741	708.334	754.630	—	890.362
瀬田東	—	328.704	—	615.741	754.630	800.926	886.819	—	996.634

大型車

									久御山淀
								久御山	134.260
							久御山 ジャンクション	—	189.815
						巨椋	—	—	—
				宇治西	134.260	236.112	—	—	421.297
			宇治東	—	—	—	—	—	—
		笠取	282.408	421.297	569.445	662.038	—	—	836.783
	南郷	—	—	—	—	—	—	—	—
	石山	282.408	—	708.334	841.654	934.199	1,017.002	—	1,167.997
瀬田東	—	467.593	—	875.749	987.778	1,080.323	1,163.126	—	1,314.121

特大車

									久御山淀
								久御山	236.112
							久御山 ジャンクション	—	282.408
						巨椋	—	—	—
				宇治西	189.815	375.000	—	—	662.038
			宇治東	—	—	—	—	—	—
		笠取	523.149	708.334	902.778	1,042.980	—	—	1,294.638
	南郷	—	—	—	—	—	—	—	—
	石山	467.593	—	1,116.042	1,302.756	1,456.998	1,595.004	—	1,846.662
瀬田東	—	754.630	—	1,359.582	1,546.296	1,700.538	1,838.544	—	2,090.202

ロ 一般国道1号（油小路線）（以下「油小路線」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の（イ）及び（ロ）に掲げる表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とし、平成31年4月1日から適用する。

（イ）平成44年3月31日まで

イ) ETC車以外の自動車の場合

A 各入口インターチェンジから終点方面へ通行する場合

軽自動車等

							終点
						伏見	—
				城南宮南	330.294	330.294	330.294
			城南宮北	—	—	—	—
		上鳥羽	372.803	—	372.803	372.803	372.803
	鴨川西	—	410.589	—	410.589	410.589	410.589
起点	—	—	421.297	—	421.297	421.297	421.297

普通車

							終点
						伏見	—
				城南宮南	350.368	350.368	350.368
			城南宮北	—	—	—	—
		上鳥羽	403.504	—	403.504	403.504	403.504
	鴨川西	—	421.297	—	421.297	421.297	421.297
起点	—	—	421.297	—	421.297	421.297	421.297

中型車

						伏見	—
					城南宮南	370.442	370.442
				城南宮北	—	—	—
			上鳥羽	421.297	—	421.297	421.297
	鴨川西	—	421.297	—	421.297	421.297	421.297
起点	—	—	421.297	—	421.297	421.297	421.297

大型車

						伏見	—
					城南宮南	415.607	415.607
				城南宮北	—	—	—
			上鳥羽	503.282	—	503.282	503.282
	鴨川西	—	581.214	—	581.214	581.214	581.214
起点	—	—	610.439	—	610.439	610.439	610.439

特大車

						伏見	—
					城南宮南	526.012	526.012
				城南宮北	—	—	—
			上鳥羽	672.136	—	672.136	672.136
	鴨川西	—	802.024	—	802.024	802.024	802.024
起点	—	—	850.732	—	850.732	850.732	850.732

B 各入口インターチェンジから起点方面へ通行する場合

軽自動車等

						伏見	—
					城南宮南	377.526	421.297
				城南宮北	—	—	—
			上鳥羽	313.763	—	377.526	421.297
	鴨川西	—	313.763	—	377.526	421.297	421.297
起点	—	—	313.763	—	377.526	421.297	421.297

普通車

						伏見	—
					城南宮南	409.408	421.297
				城南宮北	—	—	—
			上鳥羽	329.704	—	409.408	421.297
	鴨川西	—	329.704	—	409.408	421.297	421.297
起点	—	—	329.704	—	409.408	421.297	421.297

中型車

						伏見	—
					城南宮南	421.297	421.297
				城南宮北	—	—	—
		上鳥羽	345.645	—	—	421.297	421.297
	鴨川西	—	345.645	—	—	421.297	421.297
起点	—	—	345.645	—	—	421.297	421.297

大型車

						伏見	—
					城南宮南	513.023	610.439
				城南宮北	—	—	—
		上鳥羽	381.512	—	—	513.023	610.439
	鴨川西	—	381.512	—	—	513.023	610.439
起点	—	—	381.512	—	—	513.023	610.439

特大車

						伏見	—
					城南宮南	688.372	850.732
				城南宮北	—	—	—
		上鳥羽	469.186	—	—	688.372	850.732
	鴨川西	—	469.186	—	—	688.372	850.732
起点	—	—	469.186	—	—	688.372	850.732

ロ) ETC車の場合

軽自動車等

						伏見	—
					城南宮南	283.062	330.294
				城南宮北	—	—	—
		上鳥羽	261.808	—	—	325.571	372.803
	鴨川西	—	299.594	—	—	363.357	410.589
起点	—	—	313.763	—	—	377.526	421.297

普通車

						伏見	—
					城南宮南	291.328	350.368
				城南宮北	—	—	—
		上鳥羽	264.760	—	—	344.464	403.504
	鴨川西	—	311.992	—	—	391.696	421.297
起点	—	—	329.704	—	—	409.408	421.297

中型車

						伏見	—
					城南宮南	299.594	370.442
				城南宮北	—	—	—
		上鳥羽	267.712	—	—	363.357	421.297
	鴨川西	—	324.390	—	—	420.035	421.297
起点	—	—	345.645	—	—	421.297	421.297

大型車

						伏見	—
					城南宮南	318.191	415.607
				城南宮北	—	—	—
		上鳥羽	274.354	—	—	405.866	503.282
	鴨川西	—	352.287	—	—	483.798	581.214
起点	—	—	381.512	—	—	513.023	610.439

特大車

						伏見	—
					城南宮南	363.652	526.012
				城南宮北	—	—	—
		上鳥羽	290.590	—	—	509.776	672.136
	鴨川西	—	420.478	—	—	639.664	802.024
起点	—	—	469.186	—	—	688.372	850.732

(ロ) 平成44年4月1日以降

イ) ETC車以外の自動車の場合

A 各入口インターチェンジから終点方面へ通行する場合

軽自動車等

						伏見	—
					城南宮南	230.294	230.294
				城南宮北	—	—	—
		上鳥羽	272.803	—	—	272.803	272.803
	鴨川西	—	310.589	—	—	310.589	310.589
起点	—	—	324.758	—	—	324.758	324.758

普通車

						伏見	—
					城南宮南	250.368	250.368
				城南宮北	—	—	—
		上鳥羽	303.504	—	—	303.504	303.504
	鴨川西	—	350.736	—	—	350.736	350.736
起点	—	—	368.448	—	—	368.448	368.448

中型車

						伏見	—
					城南宮南	270.442	270.442
				城南宮北	—	—	—
		上鳥羽	334.205	—	—	334.205	334.205
	鴨川西	—	390.883	—	—	390.883	390.883
起点	—	—	412.138	—	—	412.138	412.138

大型車

						伏見	—
					城南宮南	315.607	315.607
				城南宮北	—	—	—
		上鳥羽	403.282	—	—	403.282	403.282
	鴨川西	—	481.214	—	—	481.214	481.214
起点	—	—	510.439	—	—	510.439	510.439

特大車

						伏見	—
					城南宮南	426.012	426.012
				城南宮北	—	—	—
		上鳥羽	572.136	—	—	572.136	572.136
	鴨川西	—	702.024	—	—	702.024	702.024
起点	—	—	750.732	—	—	750.732	750.732

B 各入口インターチェンジから起点方面へ通行する場合

軽自動車等

						伏見	—
					城南宮南	277.526	324.758
				城南宮北	—	—	—
		上鳥羽	213.763	—	—	277.526	324.758
	鴨川西	—	213.763	—	—	277.526	324.758
起点	—	—	213.763	—	—	277.526	324.758

普通車

						伏見	—
					城南宮南	309.408	368.448
				城南宮北	—	—	—
		上鳥羽	229.704	—	—	309.408	368.448
	鴨川西	—	229.704	—	—	309.408	368.448
起点	—	—	229.704	—	—	309.408	368.448

中型車

						伏見	—
					城南宮南	341.290	412.138
				城南宮北	—	—	—
			上鳥羽	245.645	—	341.290	412.138
	鴨川西	—	245.645	—	—	341.290	412.138
起点	—	—	245.645	—	—	341.290	412.138

大型車

						伏見	—
					城南宮南	413.023	510.439
				城南宮北	—	—	—
			上鳥羽	281.512	—	413.023	510.439
	鴨川西	—	281.512	—	—	413.023	510.439
起点	—	—	281.512	—	—	413.023	510.439

特大車

						伏見	—
					城南宮南	588.372	750.732
				城南宮北	—	—	—
			上鳥羽	369.186	—	588.372	750.732
	鴨川西	—	369.186	—	—	588.372	750.732
起点	—	—	369.186	—	—	588.372	750.732

ロ) ETC車の場合

軽自動車等

						伏見	—
					城南宮南	183.062	230.294
				城南宮北	—	—	—
			上鳥羽	161.808	—	225.571	272.803
	鴨川西	—	199.594	—	—	263.357	310.589
起点	—	—	213.763	—	—	277.526	324.758

普通車

						伏見	—
					城南宮南	191.328	250.368
				城南宮北	—	—	—
			上鳥羽	164.760	—	244.464	303.504
	鴨川西	—	211.992	—	—	291.696	350.736
起点	—	—	229.704	—	—	309.408	368.448

中型車

						伏見	—
					城南宮南	199.594	270.442
			城南宮北	—	—	—	—
		上鳥羽	167.712	—	263.357	334.205	
	鴨川西	—	224.390	—	320.035	390.883	
起点	—	—	245.645	—	341.290	412.138	

大型車

						伏見	—
					城南宮南	218.191	315.607
			城南宮北	—	—	—	—
		上鳥羽	174.354	—	305.866	403.282	
	鴨川西	—	252.287	—	383.798	481.214	
起点	—	—	281.512	—	413.023	510.439	

特大車

						伏見	—
					城南宮南	263.652	426.012
			城南宮北	—	—	—	—
		上鳥羽	190.590	—	409.776	572.136	
	鴨川西	—	320.478	—	539.664	702.024	
起点	—	—	369.186	—	588.372	750.732	

(注) 起点とは京都市伏見区深草中川原町を、終点とは京都市伏見区向島大黒をいう。

ハ 第二京阪道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の(イ)から(ハ)の表に掲げる額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

(イ) 平成29年6月2日まで

イ) A区間

軽自動車等

							京田辺松井
						八幡京田辺 ジャンクション	13.920
					八幡東	—	—
			久御山南	142.858	190.477	190.477	190.477
		久御山 ジャンクション	—	190.477	238.096	238.096	238.096
	巨椋池	142.858	—	190.477	285.715	285.715	285.715
起点	—	190.477	—	238.096	333.334	333.334	333.334

普通車

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	17.320
				八幡東	—	—
			久御山南	142.858	238.096	238.096
		久御山 ジャンクション	—	190.477	285.715	285.715
	巨椋池	142.858	—	238.096	333.334	333.334
起点	—	190.477	—	285.715	380.953	380.953

中型車

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	20.800
				八幡東	—	—
			久御山南	142.858	238.096	285.715
		久御山 ジャンクション	—	238.096	333.334	380.953
	巨椋池	142.858	—	285.715	380.953	428.572
起点	—	190.477	—	333.334	428.572	476.191

大型車

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	28.520
				八幡東	—	—
			久御山南	142.858	333.334	333.334
		久御山 ジャンクション	—	285.715	476.191	523.810
	巨椋池	142.858	—	380.953	571.429	571.429
起点	—	238.096	—	476.191	666.667	666.667

特大車

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	48.000
				八幡東	—	—
			久御山南	190.477	523.810	571.429
		久御山 ジャンクション	—	476.191	809.524	857.143
	巨椋池	190.477	—	619.048	904.762	952.381
起点	—	333.334	—	761.905	1047.620	1,095.239

ロ) B 区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
333.334	428.572	476.191	666.667	1,142.858

ハ) C 区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
333.334	428.572	523.810	714.286	1,190.477

(注) A区間とは、京都市伏見区向島大黒（起点）から京田辺市松井までの区間を、B区間とは、京田辺市松井から交野市星田北までの区間を、C区間とは、交野市星田北から門真市大字葎島までの区間をいう。

(ロ) 平成29年6月3日から平成44年3月31日まで

イ) ETC車以外の自動車の場合

A 起点から京田辺松井インターチェンジまでの区間

軽自動車等

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	18.519
				八幡東	—	—
			久御山南	138.889	194.445	194.445
		久御山 ジャンクション	—	194.445	240.741	240.741
	巨椋池	138.889	—	194.445	287.038	287.038
起点	—	194.445	—	240.741	333.334	333.334

普通車

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	18.519
				八幡東	—	—
			久御山南	138.889	240.741	240.741
		久御山 ジャンクション	—	194.445	287.038	287.038
	巨椋池	138.889	—	240.741	333.334	333.334
起点	—	194.445	—	287.038	379.630	379.630

中型車

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	18.519
				八幡東	—	—
			久御山南	138.889	240.741	287.038
		久御山 ジャンクション	—	240.741	333.334	379.630
	巨椋池	138.889	—	287.038	379.630	425.926
起点	—	194.445	—	333.334	425.926	472.223

大型車

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	27.778
				八幡東	—	—
			久御山南	138.889	333.334	333.334
		久御山 ジャンクション	—	287.038	472.223	527.778
	巨椋池	138.889	—	379.630	574.075	574.075
起点	—	240.741	—	472.223	666.667	666.667

特大車

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	46.297
				八幡東	—	—
			久御山南	194.445	527.778	574.075
		久御山 ジャンクション	—	472.223	793.906	826.378
	巨椋池	194.445	—	620.371	875.086	907.558
起点	—	333.334	—	696.490	948.148	980.620

B 京田辺松井インターチェンジから交野南インターチェンジまでの区間

(A) 各入口インターチェンジから交野南インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	333.334	333.334
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	333.334	—	333.334	333.334

普通車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	409.408	409.408
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	425.926	—	425.926	425.926

中型車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	441.290	441.290
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	472.223	—	472.223	472.223

大型車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	513.023	513.023
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	666.667	—	666.667	666.667

特大車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	688.372	688.372
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	1,021.210	—	1,021.210	1,021.210

(B) 各入口インターチェンジから京田辺松井インターチェンジ方面へ通行する場合
軽自動車等

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	285.424	333.334
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	306.678	—	333.334	333.334

普通車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	294.280	409.408
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	320.848	—	415.312	425.926

中型車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	303.136	441.290
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	335.018	—	448.374	472.223

大型車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	323.062	513.023
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	366.899	—	522.765	666.667

特大車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	371.770	688.372
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	444.832	—	704.608	1,021.210

ただし、Aに定める区間と連続して通行する場合は、流入したインターチェンジにかかわらず、次表のとおりとする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
333.334	425.926	472.223	666.667	1,021.210

C 交野南インターチェンジから門真ジャンクションまでの区間

(A) 各入口インターチェンジから門真ジャンクション方面へ通行する場合

軽自動車等

			第二京阪門真	門真ジャンクション
				—
		寝屋川南	333.334	333.334
	寝屋川北	—	—	—
交野南	271.254	—	333.334	333.334

普通車

			第二京阪門真	門真ジャンクション
				—
		寝屋川南	425.926	425.926
	寝屋川北	—	—	—
交野南	276.568	—	425.926	425.926

中型車

			第二京阪門真	門真ジャンクション
				—
		寝屋川南	527.778	527.778
	寝屋川北	—	—	—
交野南	281.882	—	527.778	527.778

大型車

			第二京阪門真	門真ジャンクション
				—
		寝屋川南	683.501	712.963
	寝屋川北	—	—	—
交野南	293.837	—	683.501	712.963

特大車

			第二京阪門真	門真ジャンクション
				—
		寝屋川南	972.502	1,045.564
	寝屋川北	—	—	—
交野南	323.062	—	972.502	1,045.564

(B) 各入口インターチェンジから交野南インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
		寝屋川南	333.334	333.334
		寝屋川北	—	—
交野南	333.334	—	333.334	333.334

普通車

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
		寝屋川南	373.984	373.984
		寝屋川北	—	—
交野南	425.926	—	425.926	425.926

中型車

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
		寝屋川南	398.781	398.781
		寝屋川北	—	—
交野南	527.778	—	527.778	527.778

大型車

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
		寝屋川南	454.574	454.574
		寝屋川北	—	—
交野南	712.963	—	712.963	712.963

特大車

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
		寝屋川南	590.956	590.956
		寝屋川北	—	—
交野南	1,045.564	—	1,045.564	1,045.564

ロ) E T C車の場合

軽自動車等

													門真 ジャンクション									
												第二京阪 門真	—									
											寝屋川南	327.933	333.334									
											寝屋川北	—	—									
									交野南	166.667	—	333.334	333.334									
									交野北	—	—	—	—									
									枚方学研	285.424	—	398.781	—	587.709	608.963							
									枚方東	—	—	—	—	—	—							
									京田辺松井	194.445	—	333.334	—	495.606	—	666.667	666.667					
									八幡京田辺 ジャンクション	—	212.963	—	351.852	—	505.053	—	685.186	685.186				
									八幡東	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
									久御山南	138.889	194.445	—	388.889	—	481.437	—	594.794	—	694.445	694.445		
									久御山 ジャンクション	—	194.445	240.741	—	435.186	—	549.923	—	663.280	—	852.208	873.462	
									巨椋池	138.889	—	194.445	287.038	—	481.482	—	573.539	—	686.896	—	787.038	787.038
起点	—	194.445	—	240.741	333.334	—	519.222	—	594.794	—	708.150	—	740.741	—	740.741	—	740.741	—	740.741	—	740.741	740.741

普通車

														門真 ジャンクション											
													第二京阪 門真	—											
												寝屋川南	347.416	373.984											
												寝屋川北	—	—											
												交野南	175.926	—	425.926	425.926									
												交野北	—	—	—	—									
												枚方学研	294.280	—	435.976	—	672.136	—	698.704	—	698.704				
												枚方東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
												京田辺松井	194.445	—	415.312	—	557.008	—	793.168	—	819.736	819.736			
												八幡京田辺 ジャンクション	—	212.963	—	427.120	—	568.816	—	804.976	—	831.544	831.544		
												八幡東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
												久御山南	138.889	240.741	—	435.186	—	539.296	—	680.992	—	861.112	861.112		
												久御山 ジャンクション	—	194.445	287.038	—	481.482	—	624.904	—	766.600	—	1,002.760	1,029.328	
												巨椋池	138.889	—	240.741	333.334	—	527.778	—	654.424	—	796.120	—	953.704	953.704
起点	—	194.445	—	287.038	379.630	—	574.075	—	680.992	—	822.688	—	907.408	—	907.408	—	907.408	—	907.408	—	907.408	907.408			

中型車

													第二京阪 門真	門真 ジャンクション									
												寝屋川南	366.899	398.781									
											寝屋川北	—	—	—									
									交野南	212.963	—	—	527.778	527.778									
									交野北	—	—	—	—	—									
									枚方学研	303.136	—	473.171	—	756.563	788.445								
									枚方東	—	—	—	—	—	—								
									京田辺松井	240.741	—	448.374	—	618.410	933.683								
									八幡京田辺 ジャンクション	—	259.260	—	462.544	—	915.971	947.853							
									八幡東	—	—	—	—	—	—	—							
									久御山南	138.889	240.741	—	483.798	—	597.155	—	767.190	—	972.223	972.223			
									久御山 ジャンクション	—	240.741	333.334	—	586.528	—	699.885	—	869.920	—	1,153.312	1,185.194		
									巨椋池	138.889	—	287.038	379.630	—	621.952	—	735.309	—	905.344	—	1,111.112	1,111.112	
									起点	—	194.445	—	333.334	425.926	—	653.834	—	767.190	—	937.226	—	1,064.815	1,064.815

大型車

														第二京阪 門真	門真 ジャンクション											
													寝屋川南	410.736	454.574											
												寝屋川北	—	—	—											
												交野南	287.038	—	683.501	712.963										
												交野北	—	—	—	—										
												枚方学研	323.062	—	556.860	—	946.524	—	990.362							
												枚方東	—	—	—	—	—	—	—							
												京田辺松井	287.038	—	522.765	—	756.563	—	1,146.227	—	1,190.064					
												八幡京田辺 ジャンクション	—	314.815	—	542.248	—	776.046	—	1,165.710	—	1,209.548				
												八幡東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
												久御山南	138.889	333.334	—	571.473	—	727.338	—	961.137	—	1,231.482	1,231.482			
												久御山 ジャンクション	—	287.038	472.223	—	712.726	—	868.592	—	1,102.390	—	1,492.054	1,535.891		
												巨椋池	138.889	—	379.630	574.075	—	761.434	—	917.300	—	1,151.098	—	1,472.223	1,472.223	
												起点	—	240.741	—	472.223	666.667	—	805.271	—	961.137	—	1,194.935	—	1,425.926	1,425.926

特大車

												第二京阪 門真	門真 ジャンクション	
											寝屋川南	517.894	590.956	
										寝屋川北	—	—		
								交野南	323.062	—	972.502	1,045.564		
							交野北	—	—	—	—			
					枚方学研	371.770	—	761.434	—	1,410.874	1,483.936			
				枚方東	—	—	—	—	—	—	—			
			京田辺松井	379.630	—	704.608	—	1,094.272	—	1,743.712	1,816.774			
		八幡京田辺 ジャンクション	—	425.926	—	737.080	—	1,126.744	—	1,776.184	1,849.246			
											八幡東	—	—	
			久御山南	194.445	527.778	—	785.788	—	1,045.564	—	1,435.228	—	1,972.223	1,972.223
		久御山 ジャンクション	—	472.223	793.906	—	1,021.210	—	1,280.986	—	1,670.650	—	2,320.090	2,393.152
	巨椋池	194.445	—	620.371	875.086	—	1,102.390	—	1,362.166	—	1,751.830	—	2,351.852	2,351.852
起点	—	333.334	—	696.490	948.148	—	1,175.452	—	1,435.228	—	1,824.892	—	2,203.704	2,203.704

ただし、京滋バイパスの笠取インターチェンジ、宇治西インターチェンジ若しくは久御山淀インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと第二京阪門真インターチェンジ又は門真ジャンクション相互間を連続して通行する場合における、八幡京田辺ジャンクション又は久御山ジャンクションと第二京阪門真インターチェンジ又は門真ジャンクション相互間は、次表のとおりとする。

軽自動車等

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	518.519	518.519
久御山ジャンクション	740.741	740.741

普通車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	638.889	638.889
久御山ジャンクション	907.408	907.408

中型車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	703.704	703.704
久御山ジャンクション	1,064.815	1,064.815

大型車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	925.926	925.926
久御山ジャンクション	1,425.926	1,425.926

特大車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	1,444.445	1,444.445
久御山ジャンクション	2,259.260	2,259.260

(ハ) 平成44年4月1日以降

イ) ETC車以外の自動車の場合

A 起点から京田辺松井インターチェンジまでの区間

軽自動車等

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	18.519
				八幡東	—	—
			久御山南	138.889	194.445	194.445
		久御山 ジャンクション	—	194.445	240.741	240.741
		巨椋池	138.889	—	194.445	287.038
起点	—	194.445	—	240.741	333.334	333.334

普通車

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	18.519
				八幡東	—	—
			久御山南	138.889	240.741	240.741
		久御山 ジャンクション	—	194.445	287.038	287.038
		巨椋池	138.889	—	240.741	333.334
起点	—	194.445	—	287.038	379.630	379.630

中型車

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	18.519
				八幡東	—	—
			久御山南	138.889	240.741	287.038
		久御山 ジャンクション	—	240.741	333.334	379.630
	巨椋池	138.889	—	287.038	379.630	425.926
起点	—	194.445	—	333.334	425.926	468.816

大型車

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	27.778
				八幡東	—	—
			久御山南	138.889	333.334	333.334
		久御山 ジャンクション	—	287.038	472.223	495.827
	巨椋池	138.889	—	374.057	525.052	544.535
起点	—	240.741	—	417.894	568.889	588.372

特大車

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	46.297
				八幡東	—	—
			久御山南	194.445	458.484	490.956
		久御山 ジャンクション	—	442.248	693.906	726.378
	巨椋池	194.445	—	523.428	775.086	807.558
起点	—	304.242	—	596.490	848.148	880.620

B 京田辺松井インターチェンジから交野南インターチェンジまでの区間

(A) 各入口インターチェンジから交野南インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	277. 526	277. 526
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	333. 334	—	333. 334	333. 334

普通車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	309. 408	309. 408
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	425. 926	—	425. 926	425. 926

中型車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	341. 290	341. 290
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	472. 223	—	472. 223	472. 223

大型車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	413. 023	413. 023
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	612. 726	—	612. 726	612. 726

特大車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	588. 372	588. 372
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	921. 210	—	921. 210	921. 210

(B) 各入口インターチェンジから京田辺松井インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	185. 424	277. 526
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	206. 678	—	282. 250	333. 334

普通車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	194. 280	309. 408
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	220. 848	—	315. 312	425. 926

中型車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	203. 136	341. 290
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	235. 018	—	348. 374	472. 223

大型車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	223. 062	413. 023
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	266. 899	—	422. 765	612. 726

特大車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	271. 770	588. 372
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	344. 832	—	604. 608	921. 210

ただし、Aに定める区間と連続して通行する場合は、流入したインターチェンジにかかわらず、次表のとおりとする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
333. 334	425. 926	472. 223	612. 726	921. 210

C 交野南インターチェンジから門真ジャンクションまでの区間

(A) 各入口インターチェンジから門真ジャンクション方面へ通行する場合

軽自動車等

				門真ジャンクション
			第二京阪門真	—
		寝屋川南	333. 334	333. 334
	寝屋川北	—	—	—
交野南	171. 254	—	333. 334	333. 334

普通車

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
		寝屋川南	412.728	425.926
	寝屋川北	—	—	—
交野南	176.568	—	412.728	425.926

中型車

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
		寝屋川南	465.274	497.155
	寝屋川北	—	—	—
交野南	181.882	—	465.274	497.155

大型車

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
		寝屋川南	583.501	627.338
	寝屋川北	—	—	—
交野南	193.837	—	583.501	627.338

特大車

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
		寝屋川南	872.502	945.564
	寝屋川北	—	—	—
交野南	223.062	—	872.502	945.564

(B) 各入口インターチェンジから交野南インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
		寝屋川南	249.187	249.187
	寝屋川北	—	—	—
交野南	333.334	—	333.334	333.334

普通車

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
		寝屋川南	273.984	273.984
	寝屋川北	—	—	—
交野南	425.926	—	425.926	425.926

中型車

					門真ジャンクション
				第二京阪門真	—
		寝屋川南	298.781	—	298.781
	寝屋川北	—	—	—	—
交野南	497.155	—	497.155	—	497.155

大型車

					門真ジャンクション
				第二京阪門真	—
		寝屋川南	354.574	—	354.574
	寝屋川北	—	—	—	—
交野南	627.338	—	627.338	—	627.338

特大車

					門真ジャンクション
				第二京阪門真	—
		寝屋川南	490.956	—	490.956
	寝屋川北	—	—	—	—
交野南	945.564	—	945.564	—	945.564

ロ) ETC車の場合

軽自動車等

													門真ジャンクション		
													第二京阪門真	—	
													寝屋川南	227.933	249.187
													寝屋川北	—	—
													交野南	166.667	333.334
													交野北	—	—
													枚方学研	185.424	487.709
													枚方東	—	—
													京田辺松井	194.445	605.789
													八幡京田辺ジャンクション	212.963	615.235
													八幡東	—	—
													久御山南	138.889	694.445
													久御山ジャンクション	194.445	773.462
													巨椋池	138.889	787.038
起点	—	194.445	—	240.741	333.334	—	419.222	—	494.794	—	608.150	—	740.741	740.741	

普通車

													第二京阪 門真	門真 ジャンクション												
													寝屋川南	247.416	273.984											
													寝屋川北	—	—											
													交野南	175.926	—	412.728	425.926									
													交野北	—	—	—	—									
													枚方学研	194.280	—	335.976	—	572.136	598.704							
													枚方東	—	—	—	—	—	—							
													京田辺松井	194.445	—	315.312	—	457.008	—	693.168	719.736					
													八幡京田辺 ジャンクション	—	212.963	—	327.120	—	468.816	—	704.976	731.544				
													八幡東	—	—	—	—	—	—	—	—					
													久御山南	138.889	240.741	—	344.832	—	439.296	—	580.992	—	817.152	843.720		
													久御山 ジャンクション	—	194.445	287.038	—	430.440	—	524.904	—	666.600	—	902.760	929.328	
													巨椋池	138.889	—	240.741	333.334	—	459.960	—	554.424	—	696.120	—	932.280	953.704
起点	—	194.445	—	287.038	379.630	—	486.528	—	580.992	—	722.688	—	907.408	907.408												

中型車

														第二京阪 門真	門真 ジャンクション												
														寝屋川南	266.899	298.781											
														寝屋川北	—	—											
														交野南	181.882	—	465.274	497.155									
														交野北	—	—	—	—									
														枚方学研	203.136	—	373.171	—	656.563	688.445							
														枚方東	—	—	—	—	—	—							
														京田辺松井	235.018	—	348.374	—	518.410	—	801.802	833.683					
														八幡京田辺 ジャンクション	—	249.187	—	362.544	—	532.579	—	815.971	847.853				
														八幡東	—	—	—	—	—	—	—						
														久御山南	138.889	240.741	—	383.798	—	497.155	—	667.190	—	950.582	972.223		
														久御山 ジャンクション	—	240.741	333.334	—	486.528	—	599.885	—	769.920	—	1,053.312	1,085.194	
														巨椋池	138.889	—	287.038	379.630	—	521.952	—	635.309	—	805.344	—	1,088.736	1,111.112
起点	—	194.445	—	333.334	425.926	—	553.834	—	667.190	—	837.226	—	1,064.815	1,064.815													

大型車

												第二京阪 門真	門真 ジャンクション												
												寝屋川南	310.736	354.574											
												寝屋川北	—	—											
												交野南	193.837	—	583.501	627.338									
												交野北	—	—	—	—									
												枚方学研	223.062	—	456.860	—	846.524	890.362							
												枚方東	—	—	—	—	—	—							
												京田辺松井	266.899	—	422.765	—	656.563	—	1,046.227	1,090.064					
												八幡京田辺 ジャンクション	—	286.382	—	442.248	—	676.046	—	1,065.710	1,109.548				
												八幡東	—	—	—	—	—	—	—	—					
												久御山南	138.889	333.334	—	471.473	—	627.338	—	861.137	—	1,231.482	1,231.482		
												久御山 ジャンクション	—	287.038	472.223	—	612.726	—	768.592	—	1,002.390	—	1,392.054	1,435.891	
												巨椋池	138.889	—	374.057	525.052	—	661.434	—	817.300	—	1,051.098	—	1,440.762	1,472.223
起点	—	240.741	—	417.894	568.889	—	705.271	—	861.137	—	1,094.935	—	1,425.926	1,425.926											

特大車

												第二京阪 門真	門真 JCT												
												寝屋川南	417.894	490.956											
												寝屋川北	—	—											
												交野南	223.062	—	872.502	945.564									
												交野北	—	—	—	—									
												枚方学研	271.770	—	661.434	—	1,310.874	1,383.936							
												枚方東	—	—	—	—	—	—							
												京田辺松井	344.832	—	604.608	—	994.272	—	1,643.712	1,716.774					
												八幡京田辺 ジャンクション	—	377.304	—	637.080	—	1,026.744	—	1,676.184	1,749.246				
												八幡東	—	—	—	—	—	—	—	—					
												久御山南	194.445	458.484	—	685.788	—	945.564	—	1,335.228	—	1,972.223	1,972.223		
												久御山 ジャンクション	—	442.248	693.906	—	921.210	—	1,180.986	—	1,570.650	—	2,220.090	2,293.152	
												巨椋池	194.445	—	523.428	775.086	—	1,002.390	—	1,262.166	—	1,651.830	—	2,301.270	2,351.852
起点	—	304.242	—	596.490	848.148	—	1,075.452	—	1,335.228	—	1,724.892	—	2,203.704	2,203.704											

(注) 起点とは京都市伏見区向島大黒をいう。

ただし、京滋バイパスの笠取インターチェンジ、宇治西インターチェンジ若しくは久御山淀インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと第二京阪門真インターチェンジ又は門真ジャンクション相互間を連続して通行する場合における、八幡京田辺ジャンクション又は久御山ジャンクションと第二京阪門真インターチェンジ又は門真ジャンクション相互間（次表に金額の記載がない車種を除く。）は、次表のとおりとする。

軽自動車等

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	518.519	518.519
久御山ジャンクション	740.741	740.741

普通車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	638.889	638.889
久御山ジャンクション	—	907.408

中型車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	703.704	703.704
久御山ジャンクション	—	1,064.815

大型車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	925.926	925.926
久御山ジャンクション	—	1,425.926

特大車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	1,444.445	1,444.445
久御山ジャンクション	—	2,259.260

ニ 一般国道1号（淀川左岸線延伸部）（以下「淀川左岸線延伸部」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、別添5の淀川左岸線延伸部のキロ程と阪神高速道路株式会社が管理する一般国道1号（淀川左岸線延伸部）等の利用距離を通算し、当該通行を1回の利用としたうえで、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額を含め、阪神高速道路株式会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条（以下「道路整備特別措置法」という。）に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用した額とする。

ホ 一般国道2号（第二神明道路）（以下「第二神明道路」という。）における各区間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

区間	車種		
	普通車	大型車	特大車
東側区間	190.477	285.715	666.667
西側区間	100.000	150.000	349.515

（注1）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

（注2）上表の東側区間とは、神戸市須磨区月見山町三丁目から神戸市西区伊川谷町別府までの区間及び神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間を、西側区間とは、神戸市西区伊川谷町別府から明石市魚住町清水までの区間をいう。

（注3）神戸市須磨区月見山町三丁目から神戸市西区伊川谷町別府までの区間及び神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間のいずれかの区間または両区間と阪神高速道路株式会社が管理する兵庫県道高速北神戸線のうち神戸市西区伊川谷町潤和から神戸市西区伊川谷町井吹までの区間及び阪神高速道路株式会社が管理する神戸市道高速道路湾岸線のうち神戸市垂水区名谷町字入野から神戸市垂水区名谷町字前田までの区間のいずれ

れかの区間または両区間とを連続して通行する場合における料金の額は、兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道高速道路湾岸線の料金の額を含め、東側区間の通行1回あたりの料金の額とする。

へ 広島岩国道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車

			大竹ジャンクション	
			大竹	
				50.000
			大野	
			339.806	388.350
			廿日市ジャンクション	
			350.000	728.156
廿日市			679.612	728.156
	100.000		679.612	728.156

大型車

			大竹ジャンクション	
			大竹	
				100.000
			大野	
			485.437	582.525
			廿日市ジャンクション	
			500.000	1,067.962
廿日市			970.874	1,067.962
	150.000		970.874	1,067.962

特大車

			大竹ジャンクション	
			大竹	
				200.000
			大野	
			1,165.049	1,359.224
			廿日市ジャンクション	
			1,200.000	2,524.272
廿日市			2,330.098	2,524.272
	350.000		2,330.098	2,524.272

ただし、平成26年4月1日から平成36年3月31日までの間において、ETC車については、次表のとおりとする。

普通車

			大竹ジャンクション	
			大竹	
				17.220
			大野	
			238.096	221.400
			廿日市ジャンクション	
			115.620	337.020
廿日市			319.800	337.020
	61.500		476.191	398.520

大型車

			大竹ジャンクション	
			大竹	
				28.413
			大野	
			333.334	365.310
			廿日市ジャンクション	
			190.773	556.083
廿日市			527.670	556.083
	101.475		666.667	657.558

特大車

				大竹ジャンクション
			大竹	47.355
		大野	711.495	608.850
	廿日市ジャンクション	317.955	879.450	926.805
廿日市	169.125	637.080	1,198.575	1,095.930

(注) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

ト 一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路)) (以下「八代日奈久道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

		日奈久
	八代南	142.858
八代ジャンクション	190.477	285.715

普通車

		日奈久
	八代南	190.477
八代ジャンクション	190.477	380.953

中型車

		日奈久
	八代南	238.096
八代ジャンクション	238.096	476.191

大型車

		日奈久
	八代南	285.715
八代ジャンクション	333.334	619.048

特大車

		日奈久
	八代南	476.191
八代ジャンクション	571.429	1,047.620

チ 一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西)) (以下「鹿児島道路」という。)における各区間及び各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

市来インターチェンジから伊集院インターチェンジまでの区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
238.096	285.715	380.953	476.191	809.524

伊集院インターチェンジから鹿児島西インターチェンジまでの区間

軽自動車等

		鹿児島西
	松元	142.858
伊集院	95.239	231.482

普通車

		鹿児島西
	松元	142.858
伊集院	142.858	277.778

中型車

		鹿児島西
	松元	190.477
伊集院	142.858	333.334

大型車

		鹿児島西
	松元	238.096
伊集院	238.096	476.191

特大車

		鹿児島西
	松元	428.572
伊集院	380.953	809.524

リ 一般国道9号（安来道路）（以下「安来道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

		東出雲
	安来	333.334
米子西	190.477	476.191

普通車

		東出雲
	安来	428.572
米子西	190.477	619.048

中型車

		東出雲
	安来	476.191
米子西	285.715	761.905

大型車

		東出雲
	安来	666.667
米子西	333.334	1,000.000

特大車

		東出雲
	安来	1,142.858
米子西	571.429	1,714.286

ヌ 江津道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

			浜田ジャンクション
		浜田東	95.239
	江津西	142.858	238.096
江津	142.858	285.715	380.953

普通車

			浜田ジャンクション
		浜田東	95.239
	江津西	190.477	285.715
江津	190.477	380.953	476.191

中型車

			浜田ジャンクション
		浜田東	142.858
	江津西	238.096	380.953
江津	190.477	428.572	571.429

大型車

			浜田ジャンクション
		浜田東	190.477
	江津西	333.334	523.810
江津	285.715	619.048	809.524

特大車

			浜田ジャンクション
		浜田東	333.334
	江津西	523.810	857.143
江津	476.191	1,000.000	1,333.334

ル 椎田道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車

			椎田南
		椎田	95.239
	築城	190.477	285.715
みやこ豊津	95.239	285.715	388.350

大型車

			椎田南
		椎田	142.858
	築城	285.715	428.572
みやこ豊津	142.858	428.572	582.525

特大車

			椎田南
		椎田	333.334
	築城	666.667	1,000.000
みやこ豊津	333.334	1,000.000	1,359.224

(注) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

ヲ 宇佐別府道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

				速見
			大分農業文化公園	142.858
		安心院	142.858	291.263
	院内	145.632	285.715	436.894
宇佐	—	242.719	380.953	533.981

普通車

				速見
			大分農業文化公園	190.477
		安心院	190.477	388.350
	院内	145.632	333.334	533.981
宇佐	—	291.263	476.191	679.612

中型車

				速見
			大分農業文化公園	238.096
		安心院	238.096	485.437
	院内	194.175	428.572	631.068
宇佐	—	339.806	571.429	825.243

大型車

				速見
			大分農業文化公園	333.334
		安心院	333.334	631.068
	院内	242.719	571.429	873.787
宇佐	—	485.437	809.524	1,116.505

特大車

				速見
			大分農業文化公園	523.810
		安心院	523.810	1,067.962
	院内	436.894	952.381	1,504.855
宇佐	—	825.243	1,333.334	1,893.204

ワ 一般国道10号(日出バイパス)(以下「日出バイパス」という。)における1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
238.096	285.715	333.334	476.191	809.524

カ 一般国道10号(延岡南道路)(以下「延岡南道路」という。)における1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車	大型車	特大車
242.719	388.350	873.787

(注) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成36年3月31日までの間において、ETC車については、次表のとおりとする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
201.168	213.960	226.752	255.534	325.890

ヨ 隼人道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

		加治木
	隼人西	97.088
隼人東	97.088	194.175

普通車

		加治木
	隼人西	145.632
隼人東	145.632	242.719

中型車

		加治木
	隼人西	145.632
隼人東	145.632	242.719

大型車

		加治木
	隼人西	194.175
隼人東	194.175	388.350

特大車

		加治木
	隼人西	339.806
隼人東	339.806	679.612

タ 高松東道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

			さぬき三木	終点
		志度	142.858	—
	津田寒川	95.239	238.096	190.477
津田東	142.858	238.096	380.953	285.715
				428.572

普通車

			さぬき三木	終点
		志度	142.858	—
	津田寒川	142.858	285.715	238.096
津田東	190.477	285.715	428.572	333.334
				523.810

中型車

			さぬき三木	終点
		志度	190.477	—
	津田寒川	142.858	333.334	285.715
津田東	190.477	333.334	523.810	428.572
				619.048

大型車

			さぬき三木	終点
		志度	238.096	—
	津田寒川	190.477	428.572	380.953
津田東	285.715	476.191	714.286	571.429
				857.143

特大車

			さぬき三木	終点
		志度	428.572	—
	津田寒川	333.334	761.905	666.667
津田東	476.191	809.524	1,238.096	952.381
				1,428.572

(注) 終点とは香川県木田郡三木町池戸をいう。

レ 一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))(以下「京奈道路」という。)における各区分及び各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

城陽インターチェンジから山田川インターチェンジまでの区間

軽自動車等

			精華学研・山田川
		精華下狛	145.632
	田辺西	145.632	291.263
城陽・田辺北	145.632	291.263	436.894

普通車

			精華学研・山田川
		精華下狛	194.175
	田辺西	194.175	388.350
城陽・田辺北	194.175	388.350	582.525

中型車

			精華学研・山田川
		精華下狛	194.175
	田辺西	194.175	388.350
城陽・田辺北	194.175	388.350	582.525

大型車

			精華学研・山田川
		精華下狛	291.263
	田辺西	291.263	582.525
城陽・田辺北	291.263	582.525	873.787

特大車

			精華学研・山田川
		精華下狛	533.981
	田辺西	533.981	1,067.962
城陽・田辺北	533.981	1,067.962	1,601.942

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
城陽インターチェンジから 田辺北インターチェンジまで	95.239	95.239	95.239	142.858	285.715	10.000
精華学研インターチェンジから 山田川インターチェンジまで	95.239	95.239	95.239	142.858	285.715	—

山田川インターチェンジから木津インターチェンジまでの区間

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
山田川インターチェンジから 木津インターチェンジまで	95.239	95.239	95.239	142.858	285.715	—

(注) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」、「特大車」及び「軽車両等」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。

ソ 一般国道26号(堺泉北道路)(以下「堺泉北道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とし、平成30年4月1日から適用する。

(イ) ETC車以外の自動車の場合

イ) 各入口インターチェンジから終点方面へ通行する場合

A 阪和自動車道（区間料金制区間）の堺ジャンクションと当該道路を連続して通行する場合

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
106.482	134.260	162.038	226.852	375.000

ただし、中型車及び大型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車	大型車
143.519	208.334

B A以外の場合

軽自動車等

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
		太平寺	87.963	87.963
平井	—	87.963	87.963	87.963

普通車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
		太平寺	87.963	87.963
平井	—	87.963	87.963	87.963

中型車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
		太平寺	87.963	87.963
平井	—	87.963	87.963	87.963

大型車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
		太平寺	134.260	134.260
平井	—	134.260	134.260	134.260

特大車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
		太平寺	328.704	328.704
平井	—	328.704	328.704	328.704

ロ) 各入口インターチェンジから平井インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	106.482	106.482	106.482
平井	—	106.482	106.482	106.482

普通車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	134.260	134.260	134.260
平井	—	134.260	134.260	134.260

中型車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	162.038	162.038	162.038
平井	—	162.038	162.038	162.038

大型車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	226.852	226.852	226.852
平井	—	226.852	226.852	226.852

特大車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	375.000	375.000	375.000
平井	—	375.000	375.000	375.000

ただし、中型車及び大型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	143.519	143.519	143.519
平井	—	143.519	143.519	143.519

大型車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	208.334	208.334	208.334
平井	—	208.334	208.334	208.334

(ロ) ETC車の場合

イ) 阪和自動車道（区間料金制区間）の堺ジャンクションと阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速湾岸線の助松ジャンクションの間を、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより通行する場合

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
106.482	134.260	162.038	226.852	375.000

ただし、中型車及び大型車について、平成34年3月31日までは、次表のとおりとする。

中型車	大型車
143.519	208.334

ロ) イ) 以外の場合

軽自動車等

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	87.963	87.963	87.963
平井	—	87.963	87.963	87.963

普通車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	87.963	87.963	87.963
平井	—	87.963	87.963	87.963

中型車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	87.963	87.963	87.963
平井	—	87.963	87.963	87.963

大型車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	134.260	134.260	134.260
平井	—	134.260	134.260	134.260

特大車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	231.180	328.704	328.704
平井	—	271.770	328.704	328.704

(注) 終点とは大阪府高石市綾園をいう。

ツ 一般国道34号(長崎バイパス)(以下「長崎バイパス」という。)における各区間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

区間	軽自動車等	普通車	大型車	特大車
A区間	145.632	252.428	398.059	895.239
B区間	97.088	145.632	203.884	495.146

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-4の自動車の車種区分をいう。

(注2) A区間とは、長崎県諫早市多良見町市布(起点)から長崎市川平町(川平インターチェンジ)までの区間を、B区間とは、長崎市川平町(川平インターチェンジ)から長崎市西山町4丁目(終点)までの区間をいう。

ネ 湯浅御坊道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

				有田
			有田南	—
			湯浅	48.544
		広川	—	145.632
		広川南	142.858	238.096
	川辺	—	242.719	339.806
御坊	95.239	—	339.806	485.437

普通車

				有田
			有田南	—
			湯浅	97.088
		広川	—	145.632
		広川南	142.858	285.715
	川辺	—	291.263	436.894
御坊	142.858	—	436.894	582.525

中型車

					有田南	有田
				湯浅	97.088	145.632
		広川	—	—	194.175	242.719
		広川南	190.477	—	380.953	428.572
	川辺	—	339.806	—	533.981	582.525
御坊	190.477	—	533.981	—	728.156	776.700

大型車

					有田南	有田
				湯浅	145.632	194.175
		広川	—	—	291.263	339.806
		広川南	238.096	—	523.810	571.429
	川辺	—	436.894	—	728.156	776.700
御坊	238.096	—	679.612	—	970.874	1,019.418

特大車

					有田南	有田
				湯浅	242.719	339.806
		広川	—	—	485.437	582.525
		広川南	380.953	—	857.143	952.381
	川辺	—	776.700	—	1,213.593	1,310.680
御坊	380.953	—	1,165.049	—	1,650.486	1,747.573

ナ 一般国道165号（南阪奈道路）（以下「南阪奈道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の（イ）及び（ロ）に掲げる表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とし、平成30年4月1日から適用する。

（イ）ETC車以外の自動車の場合

イ）美原ジャンクションから羽曳野インターチェンジまでの区間

軽自動車等

			羽曳野
		美原東	—
	美原	138.889	138.889
美原ジャンクション	—	138.889	138.889

普通車

			羽曳野
		美原東	—
	美原	194.445	194.445
美原ジャンクション	—	194.445	194.445

中型車

			羽曳野
		美原東	—
	美原	240.741	240.741
美原ジャンクション	—	240.741	240.741

大型車

			羽曳野
		美原東	—
	美原	333.334	333.334
美原ジャンクション	—	333.334	333.334

特大車

			羽曳野
		美原東	—
	美原	523.428	523.428
美原ジャンクション	—	523.428	523.428

ロ) 羽曳野インターチェンジから終点までの区間

軽自動車等

				終点
			葛城	—
		太子	240.741	240.741
	羽曳野東	—	—	—
羽曳野	92.593	194.445	425.926	425.926

普通車

				終点
			葛城	—
		太子	240.741	240.741
	羽曳野東	—	—	—
羽曳野	92.593	194.445	425.926	425.926

中型車

				終点
			葛城	—
		太子	240.741	240.741
	羽曳野東	—	—	—
羽曳野	92.593	194.445	425.926	425.926

大型車

				終点
			葛城	—
		太子	379.630	379.630
	羽曳野東	—	—	—
羽曳野	138.889	287.038	666.667	666.667

特大車

					葛城	—	終点
					太子	758.850	758.850
		羽曳野東	—	—	—	—	—
羽曳野	361.068	539.664	1,148.514	1,148.514	1,148.514	1,148.514	1,148.514

(ロ) ETC車の場合

軽自動車等

							終点
							葛城
						太子	240.741
						羽曳野東	—
			羽曳野	92.593	194.445	393.245	425.926
		美原東	—	—	—	—	—
	美原	138.889	138.889	231.482	328.704	478.262	525.494
美原 ジャンクション	—	138.889	138.889	231.482	328.704	501.878	549.110

普通車

							終点
							葛城
						太子	240.741
						羽曳野東	—
			羽曳野	92.593	194.445	425.926	425.926
		美原東	—	—	—	—	—
	美原	194.280	194.445	282.408	384.260	560.328	619.368
美原 ジャンクション	—	194.445	194.445	282.408	384.260	589.848	620.371

中型車

							葛城	—	終点
						太子	240.741	240.741	
				羽曳野東	—	—	—	—	
			羽曳野	92.593	194.445	425.926	425.926	425.926	
		美原東	—	—	—	—	—	—	
	美原	203.136	240.741	328.704	430.556	642.394	666.667	666.667	
美原 ジャンクション	—	238.560	240.741	328.704	430.556	666.667	666.667	666.667	

大型車

							葛城	—	終点
						太子	379.630	379.630	
				羽曳野東	—	—	—	—	
			羽曳野	138.889	287.038	651.692	666.667	666.667	
		美原東	—	—	—	—	—	—	
	美原	223.062	325.349	451.990	559.147	827.041	924.457	924.457	
美原 ジャンクション	—	271.770	333.334	472.223	607.855	875.749	973.165	973.165	

特大車

							葛城	—	終点
						太子	596.490	758.850	
				羽曳野東	—	—	—	—	
			羽曳野	361.068	539.664	986.154	1,148.514	1,148.514	
		美原東	—	—	—	—	—	—	
	美原	271.770	442.248	653.316	831.912	1,278.402	1,440.762	1,440.762	
美原 ジャンクション	—	352.950	523.428	734.496	913.092	1,359.582	1,521.942	1,521.942	

ただし、当該道路と阪和自動車道（区間料金制区間）の美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの間を連続して通行する場合における、美原ジャンクションと各インターチェンジ相互間（次表に金額の記載がない車種及び特大車を除く。）の1回の通行に係る料金の額は、次表のとおりとする。

軽自動車等

	美原東	羽曳野	羽曳野東	太子	葛城	終点
美原ジャンクション	74.075	74.075	148.149	231.482	388.889	388.889

普通車

	美原東	羽曳野	羽曳野東	太子	葛城	終点
美原ジャンクション	148.149	148.149	222.223	305.556	453.704	453.704

中型車

	美原東	羽曳野	羽曳野東	太子	葛城	終点
美原ジャンクション	185.186	185.186	259.260	333.334	481.482	481.482

大型車

	美原東	羽曳野	羽曳野東	太子	葛城	終点
美原ジャンクション	—	324.075	435.186	546.297	787.038	787.038

（注）終点とは奈良県葛城市辨之庄をいう。

ラ 一般国道196号（今治・小松自動車道（今治小松道路））（以下「今治小松道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

		いよ小松北	終点
			—
	東予丹原	95.239	95.239
今治湯ノ浦	190.477	285.715	285.715

普通車

		いよ小松北	終点
			—
	東予丹原	95.239	95.239
今治湯ノ浦	285.715	333.334	380.953

中型車

		いよ小松北	終点
			—
	東予丹原	95.239	142.858
今治湯ノ浦	333.334	428.572	476.191

大型車

			いよ小松北	終点
		東予丹原	142.858	—
今治湯ノ浦	428.572		571.429	190.477
				619.048

特大車

			いよ小松北	終点
		東予丹原	238.096	—
今治湯ノ浦	714.286		952.381	333.334
				1,047.620

(注) 終点とは愛媛県西条市小松町妙口をいう。

ム 一般国道478号(京都縦貫自動車道)(以下「京都縦貫自動車道」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

大山崎インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間

軽自動車等

				篠	亀岡・大井・千代川
			沓掛	194.175	194.175
		大原野	—	—	—
	長岡京	190.477	—	428.572	619.048
大山崎	95.239	238.096	—	476.191	666.667

普通車

				篠	亀岡・大井・千代川
			沓掛	242.719	242.719
		大原野	—	—	—
	長岡京	238.096	—	523.810	761.905
大山崎	95.239	285.715	—	571.429	809.524

中型車

				篠	亀岡・大井・千代川
			沓掛	291.263	291.263
		大原野	—	—	—
	長岡京	285.715	—	619.048	904.762
大山崎	95.239	333.334	—	666.667	952.381

大型車

				篠	亀岡・大井・千代川
			沓掛	388.350	388.350
		大原野	—	—	—
	長岡京	380.953	—	857.143	1,238.096
大山崎	142.858	476.191	—	952.381	1,333.334

特大車

					亀岡・大井・千代川
				篠	679.612
			沓掛	679.612	1,359.224
		大原野	-	-	-
	長岡京	666.667	-	1,476.191	2,142.858
大山崎	285.715	809.524	-	1,571.429	2,238.096

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
亀岡インターチェンジから 大井インターチェンジ又は 千代川インターチェンジまで	145.632	194.175	242.719	339.806	533.981
大井インターチェンジから 千代川インターチェンジまで	145.632	194.175	242.719	339.806	533.981

千代川インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間

軽自動車等

		園部・丹波
	八木西	-
千代川・八木中	194.175	388.350

普通車

		園部・丹波
	八木西	-
千代川・八木中	242.719	485.437

中型車

		園部・丹波
	八木西	-
千代川・八木中	291.263	582.525

大型車

		園部・丹波
	八木西	-
千代川・八木中	388.350	776.700

特大車

		園部・丹波
	八木西	-
千代川・八木中	679.612	1,359.224

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
千代川インターチェンジから 八木東インターチェンジまで	194.175	242.719	291.263	388.350	679.612
園部インターチェンジから 丹波インターチェンジまで	194.175	242.719	291.263	388.350	679.612

ウ 一般国道481号（関西国際空港連絡橋）（以下「関西国際空港連絡橋」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
571.429	761.905	952.381	1,238.096	2,095.239

（注）1回の通行とは、泉佐野市りんくう往来北から泉佐野市泉州空港北まで及び泉佐野市泉州空港北から泉佐野市りんくう往来北までの通行をいう。

キ 一般国道497号（西九州自動車道（武雄佐世保道路））（以下「武雄佐世保道路」という。）における各区分及び各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

武雄南インターチェンジから波佐見有田インターチェンジまでの区分

普通車	大型車	特大車
398.059	600.000	1,390.477

波佐見有田インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジまでの区分

普通車

		佐世保大塔
		佐世保三川内
		200.000
波佐見有田	200.000	400.000

大型車

		佐世保大塔
		佐世保三川内
		300.971
波佐見有田	300.971	601.942

特大車

		佐世保大塔
		佐世保三川内
		695.239
波佐見有田	695.239	1,390.477

（注）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

ノ 一般国道497号（西九州自動車道（佐世保道路））（以下「佐世保道路」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
95.239	142.858	190.477	238.096	380.953

③ 消費税及び地方消費税の転嫁にかかる料金調整措置

イ 対距離制区間の消費税率を乗じた額が10,000円を超える場合は、①イ（ハ）の規定にかかわらず、消費税率を乗じた額を100円未満切り捨てにより、100円単位の端数処理を行った額を適用する。

ロ 別添4の（A）に掲げるインターチェンジ相互間、区間料金制区間（①ロ（イ）の期間に限る。）及び一般有料道路（ただし、②のうちイ（ロ）、ハ（ロ）及び（ハ）の期間並びにカに定めるただし書きを除く。）のうち、平成26年3月31日以前に供用されている区間について、①イ（ハ）

二)、①ロ又は②に定める方法により算出した料金の額と、平成26年3月31日時点の料金の額(以下「従前の額」という。)との差額が20円以上となる場合には、従前の額を1.05で除した額に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を適用する。

④ 料金算定の特例

イ 複数経路の場合

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合には、走行経路に基づき①、②及び③に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額(②⑥に定める割引が適用される場合は、当該割引適用後の料金の額)のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比は、別添3及び別添5に定めるキロ程により算出するものとする。

ロ 周回走行の場合

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額は、次の計算式により算出するものとする。

$$(A + P) \times C$$

(注) 上記式において、A、P、Cは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：①イ(ハ)イCのキロ程に基づき、①及び③に定める方法により算出した額(単位：円)

P：ループ内に介在する京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、椎田道路、宇佐別府道路、隼人道路又は高松東道路の料金の額(単位：円)

C：周回走行回数

ハ 区間料金制区間を連続して通行する場合

①ロ(ロ)の期間において、西名阪自動車道の各インターチェンジと近畿自動車道の各インターチェンジ相互間、西名阪自動車道の各インターチェンジと阪和自動車道(区間料金制区間)の各インターチェンジ相互間又は近畿自動車道の各インターチェンジと阪和自動車道(区間料金制区間)の各インターチェンジ相互間を連続して通行する場合の料金の額は、西名阪自動車道の各インターチェンジと松原ジャンクション相互間の料金の額と近畿自動車道の松原ジャンクションと各インターチェンジ相互間の料金の額を合算、西名阪自動車道の各インターチェンジと松原ジャンクション相互間の料金の額と阪和自動車道(区間料金制区間)の松原ジャンクションと各インターチェンジ相互間の料金の額を合算、又は近畿自動車道の松原ジャンクションと各インターチェンジ相互間の料金の額と阪和自動車道(区間料金制区間)の松原ジャンクションと各インターチェンジ相互間の料金の額を合算した額とする。

ただし、近畿自動車道の各インターチェンジと阪和自動車道(区間料金制区間)の各インターチェンジ相互間を連続して通行するETC車については、この措置による額が、次表の(イ)及び(ロ)に掲げる額(単位：円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を超える場合は、この額と同額とする。

(イ) 平成29年6月3日から平成34年3月31日まで

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
782.909	941.136	996.516	1,455.374	2,325.624

(ロ) 平成34年4月1日以降

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624

⑤ 料金調整

イ 通行止めに伴う料金調整

対距離制区間、区間料金制区間(①ロ(ロ)の期間に通行するETC車に限る。)及び別添6のうちA及びC(第二京阪道路のうち京田辺松井インターチェンジから門真ジャンクションまでの区間のみ、南阪奈道路及び油小路線を通行する場合はETC車に限る。)に掲げる高速道路において、最初に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって連続した利用が不可能

となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる再流入インターチェンジをCインターチェンジ、再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額について、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する（料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。以下同じ。）。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

ただし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「D'インターチェンジ」という。）において流出を行う場合は、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

（注1）上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB：AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

AD：AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

BD：BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

CD：CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

AD'：AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

BD'：BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

CD'：CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

（注2） $AD - (BD - CD) - AB$ による料金調整において、 $BD < CD$ となる場合には、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

ロ 集中工事等に伴う料金調整

高速国道及び一般有料道路の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項第7号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道及び一般有料道路の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に届け出るものとする。

(2) 割引制度

① マイレージ割引

イ 割引をする自動車

E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ 割引率等

(イ) ポイントの付与

料金の額10円毎に1ポイントを西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

西日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び(ロ)に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

② 大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

E T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ 割引率

(イ) 車両単位割引

高速国道について、コーポレート契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額（東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社（以下「2会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	20パーセント
3万円を超える部分	30パーセント

ただし、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間（平成29年1月1日から平成30年3月31日までの間は、イに定める自動車のうち、一般財団法人ITSサービス高度化機構が定めるE T C2.0車載器D S R C部使用規程第1条に規定する車載器D S R C部を使用し、国土交通省、6会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社（以下「国等」という。）が定める車載器のID付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針（以下「方針」という。）に基づき、国等に方針1.（1）に定める車載器のID付きプローブ情報の提供を行う自動車（以下「E T C2.0車」という。）に限る。）については、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	20パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	30パーセント
3万円を超える部分	40パーセント

(ロ) 契約単位割引

高速国道について、コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額（2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

③ 深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車。

ロ 割引率等

割引率は30パーセントとし、高速国道及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間、区間料金制区間の各区間（（1）④ただし書きにより、同ハ（イ）又は（ロ）の額と同額とする場合にあっては、同ただし書きに規定する各インターチェンジ相互間）又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

④ 平日朝夕割引

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路を通行（大都市近郊区間のみ通行又は区間料金制区間の通行を除く。）し、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（2会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に区間料金制区間、鹿児島道路、京奈道路、長崎バイパス、京都縦貫自動車道、関西国際空港連絡橋、武雄佐世保道路又は佐世保道路を含む場合。
山陽自動車道吹田山口線と中国縦貫自動車道を山陽自動車道吹田山口線の尾道東インターチェンジと中国縦貫自動車道の三次東インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国縦貫自動車道と中国横断自動車道尾道松江線を中国縦貫自動車道の三次東インターチェンジから中国横断自動車道尾道松江線三刀屋木次インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
山陽自動車道吹田山口線と一般国道31号（広島呉道路）（以下「広島呉道路」という。）を、山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道広島浜田線と広島呉道路を、中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
広島岩国道路と広島呉道路を、広島岩国道路の廿日市インターチェンジと広島呉道路の仁保インター

チェンジを經由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道岡山米子線と安来道路を、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路の米子西インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道尾道松江線と安来道路を、中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジと安来道路の東出雲インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
四国縦貫自動車道と四国横断自動車道愛南大洲線を、四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道愛南大洲線の大洲北只インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
九州縦貫自動車道鹿児島線と鹿児島道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島インターチェンジと鹿児島道路の鹿児島西インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
東九州自動車道と延岡南道路を、東九州自動車道の佐伯インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
京滋バイパスと京奈道路を、京滋バイパスの巨椋インターチェンジ又は久御山インターチェンジと京奈道路の城陽インターチェンジを經由し連続して通行する場合。（近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡京田辺ジャンクション間が供用する日の前日までに限る。）
第二京阪道路と京奈道路を、第二京阪道路の八幡東インターチェンジと京奈道路の田辺北インターチェンジ又は第二京阪道路の枚方東インターチェンジと京奈道路の田辺西インターチェンジを經由し連続して通行する場合。（近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジから八幡京田辺ジャンクション間が供用する日の前日までに限る。）

ロ 割引率等

料金の額から、カード毎の月間適用回数（2会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数」という。）並びに普通区間及び関門特別区間のキロ程と別添6のうちAに掲げる各高速道路のキロ程（以下「平日朝夕割引適用区間のキロ程」という。なお、距離の算出に当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添5に定める一般有料道路等のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）等に応じて、次により算出した額を差し引いた額を西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。ただし、月間適用回数が4回以下の場合を除く。

(イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間又は別添6のうちA若しくはBに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じ算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

$$100 - W \text{ (単位：パーセント)}$$

(注) 上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W：月間適用回数が5回から9回までの場合30、月間適用回数が10回以上の場合50。

(ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添6のうちAに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

$$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100 \text{ (単位：パーセント)}$$

(注) 上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：別添6のうちAに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

W：月間適用回数が5回から9回までの場合30、月間適用回数が10回以上の場合50。

(ハ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a 、 L 、 $L'1$ 、 $L'2$ 、 P 、 P' 、 R 、 $R'1$ 、 $R'2$ 、 W 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

$L'1$: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)

$L'2$: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は(1)①イ(ハ)ニ)Bに定める料金の額(単位:円)

P' : 別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

$R'1$: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

$R'2$: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

W : 月間適用回数が5回から9回までの場合30、月間適用回数が10回以上の場合50。

t : 消費税率

ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(ロ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(ロ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times d + L'2R'2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times d + L'2R'2) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a 、 d 、 L 、 $L'1$ 、 $L'2$ 、 P 、 P' 、 R 、 $R'1$ 、 $R'2$ 及び t は、それぞれ次の値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値

L : 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

$L'1$: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は（1）①イ（ハ）ニ）Bに定める料金の額（単位：円）

P'：別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：関門特別区間又は（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t：消費税率

⑤ 平日朝夕割引（コーポレート契約）

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路を通行（大都市近郊区間のみの通行又は区間料金制区間の通行を除く。）し、平日の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（2会社及び西日本高速道路株式会社が定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、④イの表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、カード毎の月間適用回数（2会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数（コーポレート契約）」という。）及び平日朝夕割引適用区間のキロ程等に応じて、次のとおり、算出する。

（イ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間又は別添6のうちA若しくはBに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じ算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、（ロ）又は（ハ）を適用する場合を除く。

$100 - W$ （単位：パーセント）

（注）上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W：月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

（ロ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添6のうちAに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100$ （単位：パーセント）

（注）上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関門特別区間又は（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：別添6のうちAに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

W：月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。

月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。

月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

(ハ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100)) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

L：四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は(1)①イ(ハ)ニ)Bに定める料金の額（単位：円）

P'：別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

W：月間適用回数（コーポレート契約）が1回から4回までの場合は0。月間適用回数（コーポレート契約）が5回から9回までの場合は30。月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

t：消費税率

ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(ロ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(ロ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times d + L'2R'2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times d + L'2R'2) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d : (ロ) に定める計算式により算出した値を100で除した値
 L : 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)
 L'1 : 関門特別区間又は (1) ①イ (ロ) イ) Bに定める区間のキロ程 (単位: キロメートル)
 L'2 : 大都市近郊区間のキロ程 (単位: キロメートル)
 P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は (1) ①イ (ハ) ニ) Bに定める料金の額 (単位: 円)
 P' : 別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)
 R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)
 R'1 : 関門特別区間又は (1) ①イ (ロ) イ) Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)
 R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)
 t : 消費税率

⑥ 休日割引

イ 割引をする自動車

休日 (1月2日及び1月3日を含む。) に高速国道又は別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路を通行 (対距離制区間のうち沖縄自動車道、大都市近郊区間のみ通行及び区間料金制区間の通行を除く。) するETC車のうち、軽自動車等又は普通車 (広島岩国道路、延岡南道路 ((1) ②カに定めるただし書きの期間は除く。) 及び椎田道路においては、別添1-1に掲げるイからへに該当する自動車とする。)

ロ 割引率等

(イ) 普通区間等

割引率は30パーセントとし、対距離制区間 (大都市近郊区間を除く。) 及び別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ロ) を適用する場合は除く。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間 (大都市近郊区間を除く。) 及び別添6のうちA又はBに掲げる各高速道路の別に算出 (対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出) することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(ロ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

対距離区間の一部に大都市近郊区間を含む場合の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式により算出した額とする。

$$(a \times ((L + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次の値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程 (単位: キロメートル) で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

L : 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'1 : 関門特別区間又は (1) ①イ (ロ) イ) Bに定める区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は（1）①イ（ハ）ニ）Bに定める料金の額（単位：円）

P'：別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：関門特別区間又は（1）①イ（ロ）イ）Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

W：30

t：消費税率

⑦ 近畿自動車道等迂回利用割引

イ 割引をする自動車

次表の（A）に掲げる道路、（B）に掲げる近畿自動車道若しくは阪和自動車道（区間料金制区間）の区間又は近畿自動車道と阪和自動車道（区間料金制区間）の相互間（以下「（B）のインターチェンジ相互間」という。）及び（C）に掲げる阪神高速道路株式会社が管理する高速道路を連続して通行し、ハに定める阪神高速道路株式会社が管理するインターチェンジを入口又は出口として通行するETC車。

ただし、次表の1及び2の（A）に掲げる第二京阪道路を通行する自動車のうち、当該道路の起点又は当該道路を除く高速道路の各インターチェンジから流入又は流出し当該道路を通行する場合は、ETC2.0車に限る。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	第二京阪道路	門真ジャンクションから守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理する東大阪ジャンクション
2	第二京阪道路	松原ジャンクションから門真ジャンクションまで	大阪府道高速大阪松原線	
3	大阪府道高速大阪東大阪線のうち一般国道308号(第二阪奈道路)との接続部から東大阪JCTまでの区間	東大阪ジャンクションから守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理する東大阪ジャンクション
4	大阪府道高速大阪東大阪線のうち一般国道308号(第二阪奈道路)との接続部から東大阪JCTまでの区間	松原ジャンクションから東大阪ジャンクションまで	大阪府道高速大阪松原線	
5	西名阪自動車道	松原ジャンクションから守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理する松原ジャンクション
6	西名阪自動車道	松原ジャンクションから東大阪ジャンクションまで	大阪府道高速大阪東大阪線	
7	大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路	美原ジャンクションから守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理する松原ジャンクション
8	大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路	美原ジャンクションから東大阪ジャンクションまで	大阪府道高速大阪東大阪線	
9	南阪奈道路	美原ジャンクションから守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理する松原ジャンクション
10	南阪奈道路	美原ジャンクションから東大阪ジャンクションまで	大阪府道高速大阪東大阪線	

ロ 割引適用後の料金の額

(イ) イの表中1及び2の(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、東大阪ジャンクションと門真ジャンクション相互間の料金の額とする。

(ロ) イの表中3から6までの(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、イの表中3から6までの項毎に、次の算式により算出した額(以下「算出額」という。)が正の数となる場合は、これを割引適用後の料金の額とし、算出額が負の数又は0となる場合は、(B)のインターチェンジ相互間の料金の額を減じた後の額とする。

$$X - Y$$

(注) この算式においてX及びYは、ハの(イ)及び(ロ)別に、それぞれ次の数値を表すものとする。

X: イの表中(D)に掲げるインターチェンジとイに定める自動車が行くハに定めるインターチェンジ相互間の阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額(単位:円)

Y: イに定める自動車の通行のうち、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額(単位:円)

(ハ) イの表中7から10までの(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、イの表中7から10までの項毎に、(ロ)に定める算式により算出した額と、松原ジャンクションと美原ジャンクション相互間の料金の額を合算した額とする。

ハ 対象インターチェンジ

(イ) 入口インターチェンジ

阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速大阪池田線(1号環状線)の堂島インターチェンジ、高麗橋インターチェンジ、長堀インターチェンジ、高津インターチェンジ、夕陽丘インターチェンジ、えびす町インターチェンジ、四ツ橋インターチェンジ若しくは信濃橋インターチェンジ又は大阪府道高速大阪堺線の湊町インターチェンジ

(ロ) 出口インターチェンジ

阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速大阪池田線(1号環状線)の北浜インターチェンジ、本町インターチェンジ、道頓堀インターチェンジ、夕陽丘インターチェンジ、なんばインターチェンジ、信濃橋インターチェンジ若しくは土佐堀インターチェンジ又は大阪府道高速大阪堺線の湊町インターチェンジ

ニ 適用する期間

平成29年6月3日から平成44年3月31日まで本割引を適用する。

ただし、イの表中1及び2の(A)に掲げる道路のうち第二京阪道路の起点は平成31年4月1日から平成44年3月31日まで、イの表中7及び8は平成29年6月3日から平成30年3月31日まで並びにイの表中9及び10は平成30年4月1日から平成44年3月31日まで本割引を適用する。

⑧ 近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引

イ 割引をする自動車

第二京阪道路のB区間又はC区間と近畿自動車道の門真ジャンクションから東大阪ジャンクション又は守口ジャンクションまでの区間及び阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速大阪東大阪線又は大阪府道高速大阪守口線を連続して通行するETC車。

ロ 割引率等

割引率は50パーセントとし、近畿自動車道の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から平成29年6月2日まで本割引を適用する。

⑨ 近畿自動車道天理吹田線特定区間利用割引

イ 割引をする自動車

西名阪自動車道の天理インターチェンジ又は大和まほろばスマートインターチェンジと郡山下ツ道ジャンクション相互間を通行するETC車。

ロ 割引適用後の料金の額

次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
天理インターチェンジから郡山下ツ道ジャンクションまで	225.572	244.464	263.357	305.866	409.776
郡山下ツ道ジャンクションから大和まほろばスマートインターチェンジまで	213.764	229.704	245.645	281.512	369.186

ハ 適用する期間

平成27年4月1日から平成29年6月2日まで本割引を適用する。

⑩ 近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引

イ 割引をする自動車

大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路及び阪和自動車道（区間料金制区間）の美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの間を連続して通行するETC車。

ロ 割引率等

割引率は50パーセントとし、阪和自動車道（区間料金制区間）の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から平成29年6月2日まで本割引を適用する。

⑪ 第二京阪道路連続利用割引

イ 割引をする自動車

第二京阪道路の起点、巨椋池インターチェンジ、久御山南インターチェンジ、京滋バイパスの笠取インターチェンジ、宇治西インターチェンジ、久御山淀インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと第二京阪道路のC区間までの相互間を連続して通行するETC車。

ロ 割引額

(1) ②ロ(イ)の巨椋池インターチェンジとC区間の相互間の料金の額から、(1)①により算出された中央自動車道西宮線の京都南インターチェンジと吹田インターチェンジ相互間の料金の額を減じた額とする。

ただし、第二京阪道路の起点とC区間の相互間については、その額に、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額を加算した額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
95.239	95.239	95.239	142.858	285.715

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から平成29年6月2日まで本割引を適用する。

⑫ 中央自動車道西宮線、近畿自動車道天理吹田線、京滋バイパス及び第二京阪道路ネットワーク利用割引（以下「ネットワーク割引」という。）

イ 割引をする自動車

中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと近畿自動車道の各インターチェンジ相互間を、第二京阪道路を利用し連続して通行するETC車。

ロ 割引適用後の料金の額

中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと第二京阪道路の門真ジャンクション間の料金の額を中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ間の料金の額と同額にする。

ただし、第二京阪道路の起点、巨椋池インターチェンジ、京滋バイパスの笠取インターチェンジ、宇治西インターチェンジ、久御山淀インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の城陽インターチェンジと第二京阪道路の門真ジャンクション間を相互に連続して通行する場合について、本割引を適用する場合の料金の額が第二京阪道路連続利用割引を適用する場合の料金の額に比べて高い場合、中央自動車道西宮線の大山崎ジャンクション以東の各インターチェンジと中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジ間の料金の額を第二京阪道路連続利用割引を適用した場合の料金の額と同額とする。

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から平成29年6月2日まで本割引を適用する。

⑬ 第二京阪道路特定区間利用割引

イ 割引をする自動車

イ) 枚方東インターチェンジを通行するETC車。

ロ) 第二京阪道路のB区間又はC区間の交野南インターチェンジと第二京阪道路のC区間の寝屋川北インターチェンジ相互間を通行するETC車。

ロ 割引適用後の料金の額

本割引は、次表の(A)に掲げる区間に適用するものとし、本割引適用後の料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

	(A)	(B)				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
イ)	B区間の料金	190.477	190.477	238.096	285.715	380.953
ロ)	C区間の料金	171.255	176.568	211.882	291.338	485.562

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から平成29年6月2日まで本割引を適用する。

⑭ 南阪奈道路、南阪奈有料道路及び近畿自動車道松原那智勝浦線と併せて利用する場合のETC連続利用割引(以下「ETC連続利用割引」という。)

イ 割引をする自動車

南阪奈道路の羽曳野東インターチェンジから終点インターチェンジまでの区間において流出入し、大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を全線利用し、かつ、近畿自動車道松原那智勝浦線美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの全区間を連続して通行するETC車。

なお、当該ETC連続利用割引については、上記の自動車について、南阪奈道路及び南阪奈有料道路において同様のETC連続利用割引の適用を受けている場合に限る。

ロ 割引率

通行区分	割引率
羽曳野東インターチェンジにおいて流出入した場合	約7パーセント
太子インターチェンジにおいて流出入した場合	約10パーセント
葛城インターチェンジ又は終点において流出入した場合	20パーセント

ハ 適用する期間

平成18年4月1日から平成30年3月31日まで本割引を適用する。

⑮ 沖縄自動車道特別割引

イ 割引をする自動車

沖縄自動車道を通行する全自動車(駐留軍公用車両を除く)。

ロ 割引率等

割引率は35.5パーセントとし、沖縄自動車道の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨

五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで本割引を適用する。

⑩ 阪和自動車道連続利用割引（激変緩和）

イ 割引をする自動車

大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路及び阪和自動車道（区間料金制区間）の美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの間を連続して通行するETC車。

ロ 割引額

割引額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とし、阪和自動車道（区間料金制区間）（（1）④ハただし書きにより、同ハ（イ）又は（ロ）の額と同額とする場合にあっては、同ただし書きに規定する各インターチェンジ相互間）の通行料金に適用する。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
64.815	46.297	55.556	9.260	—

ハ 適用する期間

平成29年6月3日から平成30年3月31日まで本割引を適用する。

⑪ 障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限り。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑫ 乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1-1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可

に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、コーポレート契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

⑱ 乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために第二神明道路、安来道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路又は佐世保道路を通行する別添1-1、別添1-3又は別添1-4に掲げる乗合型自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑳ 通学割引

イ 割引をする車両

京奈道路において、別添1-2に掲げる自転車のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に在学するものが、通学のために通行するもの。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

㉑ 割引相互間の適用関係

イ 割引相互間の重複適用関係

①から⑱（ただし、④及び⑤を除く）に定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添7において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ただし、⑭と⑯の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑯を当該自動車に適用する。

ハ ④と①、③、⑥、⑫、⑭、⑮又は⑰の割引相互間における重複適用関係

(イ) ④と①、⑫、⑭又は⑮は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑫、⑭又は⑮については、⑫、⑭又は⑮の割引適用後に、④の割引を適用する。

(ロ) ④と③、⑥又は⑰の割引適用要件に該当する自動車の場合、④は適用しないものとする。

ニ ⑤と②、③、⑥、⑫、⑭、⑮又は⑱の割引相互間における重複適用関係

(イ) ⑤と⑫、⑭又は⑮は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑫、⑭又は⑮の割引適用後に、⑤の割引を適用する。

(ロ) ⑤と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。

$$A - (A - B) \times 2$$

(注) 上記式において、A、Bは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：⑤の割引前の料金の額

B：月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合における、⑤ロの（イ）から（ハ）で算出した料金の額

(ハ) ⑤と⑱の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、⑱の割引を適用する。

(ニ) ⑤と③、⑥の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。

㉒ 企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、かつ公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を

実施することができる。

- イ 割引をする自動車
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。
- ロ 割引率等
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。
- ハ 実施する期間
実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。
- ニ 適用区間
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。
- ホ 事前の届出
個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(3) 高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

- イ 割引をする自動車
高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。
- ロ 割引率
個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。
- ハ 実施する期間
実施する期間を限定する。
- ニ 適用区間
個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。
- ホ 事前の届出
個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(4) 西日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

対距離制区間と他の会社が管理する高速自動車国道の対距離制区間を連続して通行する場合の料金の額は、(1)①イ(ハ)イ)Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(5) その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成22年3月8日までとする。

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びワに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
軽車両等	レ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車
	ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
	ツ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両	
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	コ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ又はルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車 又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車とで車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車とで車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車と被けん引自動車とで車軸数の合計が2のものとの連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ヅ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ及びブルに該当するものを除く。）
	カ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	コ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）

大都市近郊区間

路線名	区間
中央自動車道 西宮線	大津インターチェンジから 西宮インターチェンジまで
近畿自動車道 名古屋神戸線	宇治田原インターチェンジから 川西インターチェンジまで
中国縦貫自動車道	中国吹田インターチェンジから 西宮北インターチェンジまで

別添4

中央自動車道西宮線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
八日市から竜王まで	—	—	485.437	—	—
竜王から栗東まで	339.806	—	—	—	—
栗東から瀬田東・瀬田西まで	291.263	339.806	339.806	—	—
瀬田東・瀬田西から大津まで	242.719	—	291.263	388.350	—
瀬田東・瀬田西から京都東まで	—	—	436.894	—	—
大津から京都東まで	—	—	242.719	291.263	—
大津から京都南まで	—	—	571.429	—	—
京都東から京都南まで	—	—	485.437	—	—
茨木から吹田まで	—	—	242.719	—	388.350
吹田から豊中まで	339.806	—	436.894	—	—
豊中から尼崎まで	242.719	—	291.263	339.806	—
尼崎から西宮まで	291.263	—	339.806	—	—

中央自動車道西宮線と中国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
茨木から中国豊中・中国池田まで	—	485.437	—	—	—

近畿自動車道松原那智勝浦線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
貝塚から泉南・阪南まで	388.350	—	—	—	—
和歌山から海南東・海南まで	388.350	—	—	—	—

近畿自動車道敦賀線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三田西から丹南篠山口まで	485.437	—	—	—	—
福知山から綾部まで	—	388.350	436.894	—	—
綾部から舞鶴西まで	—	436.894	—	—	—

近畿自動車道敦賀線と中国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三田西から神戸三田まで	—	—	339.806	—	—
三田西から吉川まで	—	—	339.806	436.894	—

近畿自動車道敦賀線と山陽自動車道吹田山口線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三田西から神戸北まで	436.894	—	—	—	—

中国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
中国吹田から中国豊中・中国池田まで	339.806	—	—	—	—
中国豊中・中国池田から宝塚まで	291.263	339.806	339.806	485.437	—
宝塚から西宮北まで	—	—	571.429	—	—
西宮北から神戸三田まで	242.719	291.263	291.263	—	—
西宮北からひょうご東条まで	485.437	—	—	—	—
吉川からひょうご東条まで	—	—	242.719	—	—

吉川から滝野社まで	436.894	—	—	—	—
美作から津山まで	339.806	—	—	—	—
津山から院庄まで	—	388.350	436.894	—	—
山口から小郡まで	—	—	485.437	—	—
小郡から美祢まで	485.437	—	—	—	—
小月から下関まで	436.894	—	—	—	—

中国縦貫自動車道と中国横断自動車道広島浜田線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
千代田から大朝まで	—	485.437	—	—	—

山陽自動車道吹田山口線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
神戸北から三木東まで	436.894	—	—	—	—
山陽姫路西から龍野まで	—	291.263	—	—	—
山陽姫路西から備前まで	—	—	1,190.477	—	—
龍野西から赤穂まで	—	485.437	485.437	—	—
赤穂から備前まで	—	388.350	436.894	—	—
備前から和気まで	—	—	436.894	—	—
岡山から倉敷まで	436.894	—	—	—	—
岡山総社から早島まで	—	436.894	—	—	—
早島から倉敷まで	—	—	291.263	339.806	—
玉島から笠岡まで	485.437	—	—	—	—
鴨方から笠岡まで	291.263	—	339.806	—	—
福山西から尾道まで	242.719	—	—	—	—
本郷から河内まで	291.263	—	—	—	—
西条から志和まで	339.806	—	—	—	—
志和から広島東まで	—	388.350	436.894	—	—
広島東から広島まで	242.719	—	291.263	388.350	—
広島から五日市まで	—	388.350	436.894	—	—
五日市から廿日市ジャンクションまで	—	485.437	—	—	—
大竹ジャンクションから岩国まで	291.263	339.806	339.806	—	—
徳山東から徳山西まで	485.437	—	—	—	—
徳山西から防府東・防府西まで	—	—	485.437	—	—
防府東・防府西から山口南まで	—	—	436.894	—	—

中国横断自動車道岡山米子線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
久世から湯原まで	—	436.894	—	—	—
湯原から蒜山まで	485.437	—	—	—	—
江府から溝口まで	291.263	—	—	—	—

四国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
藍住から土成まで	388.350	—	—	—	—
三島川之江から土居まで	291.263	339.806	436.894	571.429	—
土居から新居浜まで	388.350	—	—	—	—
いよ西条からいよ小松まで	436.894	—	—	—	—
川内から松山まで	—	—	485.437	—	—

四国横断自動車道阿南四万十線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
善通寺からさぬき豊中まで	—	485.437	—	—	—
さぬき豊中から大野原まで	291.263	339.806	—	—	—

九州縦貫自動車道鹿児島線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
門司から小倉東まで	388.350	—	—	—	—
新門司から小倉南まで	436.894	—	—	—	—
小倉東から小倉南まで	242.719	291.263	291.263	—	—
小倉東から八幡まで	485.437	—	—	—	—
小倉南から八幡まで	339.806	—	—	—	—
若宮から古賀まで	—	436.894	485.437	—	—
古賀から福岡まで	339.806	388.350	436.894	—	—
鳥栖から久留米まで	339.806	388.350	436.894	—	—
久留米から八女まで	388.350	—	—	—	—
菊水から植木まで	339.806	—	436.894	—	—
熊本から御船まで	—	—	485.437	—	—
御船から松橋まで	—	—	485.437	—	—
栗野から横川まで	242.719	242.719	242.719	291.263	485.437
横川から溝辺鹿児島空港まで	—	—	485.437	—	—
溝辺鹿児島空港から加治木まで	—	—	339.806	—	—
加治木から始良まで	291.263	339.806	339.806	485.437	—
始良から薩摩吉田まで	291.263	339.806	339.806	—	—
始良から鹿児島北まで	—	—	619.048	—	—
始良から鹿児島まで	—	—	619.048	—	—
薩摩吉田から鹿児島北まで	242.719	291.263	291.263	436.894	619.048
薩摩吉田から鹿児島まで	242.719	291.263	291.263	436.894	619.048
鹿児島北から鹿児島まで	—	—	242.719	291.263	—

九州縦貫自動車道鹿児島線と九州縦貫自動車道宮崎線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
栗野からえびのまで	436.894	485.437	485.437	761.905	—
栗野から小林まで	—	—	952.381	1,285.715	—
栗野から高原まで	—	—	1,190.477	1,714.286	—
栗野から都城まで	—	—	1,714.286	2,476.191	4,142.858
栗野から田野まで	—	—	2,380.953	3,428.572	—
栗野から宮崎まで	—	—	2,761.905	—	—
横川からえびのまで	—	—	714.286	—	—
横川から小林まで	—	—	1,142.858	—	—
横川から高原まで	—	—	1,380.953	1,952.381	—
横川から都城まで	—	—	1,904.762	2,714.286	4,619.048
横川から田野まで	—	—	2,571.429	—	—
横川から宮崎まで	—	—	2,952.381	—	—
溝辺鹿児島空港から小林まで	—	—	1,571.429	—	—
溝辺鹿児島空港から高原まで	—	—	1,809.524	—	—
溝辺鹿児島空港から都城まで	—	—	2,333.334	3,333.334	—
溝辺鹿児島空港から田野まで	—	—	3,047.620	—	—
溝辺鹿児島空港から宮崎まで	—	—	3,333.334	—	—
加治木から小林まで	—	—	1,809.524	—	—
加治木から高原まで	—	—	2,095.239	—	—
加治木から都城まで	—	—	2,571.429	—	—

加治木から田野まで	—	—	3,238.096	—	—
加治木から宮崎まで	—	—	3,523.810	—	—
始良から高原まで	—	—	2,333.334	—	—
始良から都城まで	—	—	2,904.762	—	—
始良から田野まで	—	—	3,428.572	—	—
始良から宮崎まで	—	—	3,714.286	—	—
薩摩吉田から都城まで	—	—	3,095.239	—	—
薩摩吉田から宮崎まで	—	—	3,904.762	—	—
鹿児島北から都城まで	—	—	3,333.334	—	—
鹿児島北から田野まで	—	—	3,857.143	—	—
鹿児島北から宮崎まで	—	—	4,142.858	—	—
鹿児島から都城まで	—	—	3,333.334	—	—
鹿児島から田野まで	—	—	3,857.143	—	—
鹿児島から宮崎まで	—	—	4,142.858	—	—

九州縦貫自動車道鹿児島線と九州横断自動車道長崎大分線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
久留米から筑後小郡まで	—	485.437	—	—	—

九州縦貫自動車道宮崎線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
えびのから小林まで	485.437	—	619.048	—	—
えびのから高原まで	—	—	952.381	—	—
えびのから都城まで	—	—	1,428.572	2,000.000	3,428.572
えびのから田野まで	—	—	2,095.239	2,952.381	—
えびのから宮崎まで	—	—	2,523.810	—	—
小林から高原まで	291.263	339.806	339.806	—	—
小林から都城まで	—	—	1,000.000	1,333.334	2,190.477
小林から田野まで	—	—	1,619.048	—	—
小林から宮崎まで	—	—	2,000.000	—	—
高原から都城まで	—	—	714.286	952.381	—
田野から宮崎まで	—	436.894	485.437	—	—

九州横断自動車道長崎大分線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
長崎多良見から諫早まで	—	242.719	242.719	291.263	—
諫早から大村まで	339.806	—	436.894	—	—
東そのぎから武雄南まで	—	485.437	—	—	—
嬉野から武雄南まで	—	—	—	—	436.894
嬉野から武雄北方まで	436.894	—	—	—	—
武雄北方から多久まで	339.806	—	—	—	—
東脊振から鳥栖まで	—	—	485.437	—	—
鳥栖から筑後小郡まで	242.719	—	291.263	339.806	—
鳥栖から甘木まで	—	—	485.437	—	—
筑後小郡から甘木まで	242.719	—	291.263	339.806	—
甘木から朝倉まで	—	—	339.806	—	—
朝倉から杷木まで	—	339.806	—	—	—
九重から湯布院まで	—	436.894	—	—	—
別府から速見まで	—	388.350	436.894	—	—

関門自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
下関から門司港まで	291.263	339.806	339.806	571.429	—

沖縄自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
許田から宜野座まで	242.719	242.719	242.719	339.806	—
許田から金武まで	—	485.437	485.437	666.667	—
許田から石川まで	—	—	714.286	1,000.000	—
宜野座から金武まで	242.719	242.719	242.719	339.806	—
宜野座から石川まで	—	485.437	485.437	666.667	—
金武から石川まで	242.719	242.719	242.719	339.806	—
金武から沖縄北まで	436.894	—	571.429	—	—
金武から沖縄南まで	—	—	714.286	—	—
屋嘉から石川まで	—	—	194.175	—	—
屋嘉から沖縄北まで	339.806	—	436.894	—	—
石川から沖縄北まで	291.263	339.806	339.806	—	—
石川から沖縄南まで	—	—	485.437	—	—
沖縄北から北中城まで	339.806	—	—	—	—
沖縄南から北中城まで	242.719	—	291.263	339.806	—
沖縄南から西原まで	—	—	485.437	—	—
沖縄南から那覇まで	485.437	—	—	—	—
北中城から西原まで	242.719	—	291.263	388.350	—
北中城から那覇まで	—	—	485.437	—	—
西原から那覇まで	—	—	291.263	339.806	—

別添6

A	広島岩国道路
	八代日奈久道路
	江津道路
	椎田道路
	宇佐別府道路
	日出バイパス
	延岡南道路
	隼人道路
	高松東道路
	湯浅御坊道路
	今治小松道路
	京都縦貫自動車道のうち大山崎インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間
	京都縦貫自動車道のうち千代川インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間
	B
安来道路	
京奈道路	
長崎バイパス	
関西国際空港連絡橋	
武雄佐世保道路	
佐世保道路	
C	京滋バイパス
	油小路線
	第二京阪道路のうちA区間及びB区間（平成29年6月2日までとする。）
	第二京阪道路（平成29年6月3日以降とする。）
	堺泉北道路
	南阪奈道路
D	第二京阪道路のうちC区間（平成29年6月2日までとする。）

別添7 割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ																
大口	×	大口															
深夜	○	○	深夜														
休日	○	○	×	休日													
近迂	○	○	○	×	近迂												
近乗	○	○	○	×	×	近乗											
近特	○	○	○	×	×	×	近特										
阪連	○	○	○	×	×	×	×	阪連									
京阪連	○	○	○	×	×	×	×	×	京阪連								
ネット	○	○	○	○	×	×	×	×	×	ネット							
京阪特	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	京阪特						
三線	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	三線					
沖特	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	沖特				
阪連割	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	阪連割			
障割	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障割		
路バス	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	路バス

(注) 「マイレージ」、「大口」、「深夜」、「休日」、「近迂」、「近乗」、「近特」、「阪連」、「京阪連」、「ネット」、「京阪特」、「三線」、「沖特」、「阪連割」「障割」及び「路バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、深夜割引、休日割引、近畿自動車道等迂回利用割引、近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道天理吹田線特定区間利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、第二京阪道路特定区間利用割引、E T C連続利用割引、沖縄自動車道特別割引、阪和自動車道連続利用割引（激変緩和）、障害者割引及び乗合型自動車（定期路線）割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道天理吹田線特定区間利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、第二京阪道路特定区間利用割引、E T C連続利用割引、沖縄自動車道特別割引、阪和自動車道連続利用割引（激変緩和）
2	深夜割引、休日割引
3	障害者割引
4	近畿自動車道等迂回利用割引
5	乗合型自動車（定期路線）割引
6	マイレージ割引、大口・多頻度割引

別紙特1を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

特定更新等工事の内容

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
高速自動車国道 中央自動車道 西宮線	滋賀県東近江市中小路町狐山(八日市インターチェンジを含まない)	兵庫県西宮市今津野田町
高速自動車国道 近畿自動車道 天理吹田線	奈良県天理市櫛本町	大阪府吹田市青葉丘北
高速自動車国道 近畿自動車道 松原那智勝浦線	大阪府松原市別所町 和歌山県御坊市野口字野尻	和歌山県有田郡有田川町大字天満字 和歌山県田辺市稲成町字下組
高速自動車国道 近畿自動車道 敦賀線	兵庫県三木市吉川町金会	福井県小浜市府中(小浜インターチェンジを含む)
高速自動車国道 中国縦貫自動車道	大阪府吹田市青葉丘北	山口県下関市棕野町
高速自動車国道 山陽自動車道 吹田山口線	兵庫県神戸市北区有野町二郎 広島県大竹市御園	広島県廿日市市宮内 山口県山口市黒川
高速自動車国道 山陽自動車道 宇部下関線	山口県宇部市大字東岐波	山口県下関市大字吉田地方
高速自動車国道 中国横断自動車道 姫路鳥取線	兵庫県たつの市揖西町土師	兵庫県たつの市新宮町角亀字畦畑
高速自動車国道 中国横断自動車道 岡山米子線	岡山県岡山市北区津寺	鳥取県米子市赤井手
高速自動車国道 中国横断自動車道 尾道松江線	島根県雲南市三刀屋町三刀屋	島根県松江市乃白町字迂り廻
高速自動車国道 中国横断自動車道 広島浜田線	広島県広島市安佐南区沼田町大字伴	島根県浜田市高佐町
高速自動車国道 山陰自動車道 鳥取益田線	島根県松江市宍道町伊志見	島根県出雲市知井宮町
高速自動車国道 四国縦貫自動車道	徳島県徳島市川内町沖島	愛媛県大洲市新谷
高速自動車国道 四国横断自動車道 阿南四万十線	香川県高松市前田東町字中村	高知県須崎市吾井郷乙
高速自動車国道 四国横断自動車道 愛南大洲線	愛媛県西予市宇和町稲生	愛媛県大洲市北只
高速自動車国道 九州縦貫自動車道 鹿児島線	福岡県北九州市門司区黒川東	鹿児島県鹿児島市田上
高速自動車国道 九州縦貫自動車道 宮崎線	宮崎県えびの市大字永山	宮崎県宮崎市清武町大字加納字山口甲

高速自動車国道 九州横断自動車道 長崎大分線	長崎県長崎市早坂町	大分県大分市片島字長居ヶ迫
高速自動車国道 東九州自動車道	福岡県北九州市小倉南区大字堀越 大分県大分市片島字長居ヶ迫 宮崎県東臼杵郡門川町大字加草字堂ヶ内 鹿児島県曾於市末吉町深川	福岡県京都郡みやこ町皆見 大分県佐伯市大字上岡 宮崎県宮崎市清武町大字今泉字柳ヶ谷乙 鹿児島県霧島市隼人町住吉
高速自動車国道 関門自動車道	山口県下関市棕野町	福岡県北九州市門司区黒川東
高速自動車国道 沖縄自動車道	沖縄県名護市字幸喜	沖縄県那覇市首里崎山町
一般国道1号（京滋バイパス）	滋賀県大津市大江町	京都府久世郡久御山町森
一般国道2号（第二神明道路）	兵庫県神戸市須磨区月見山町 兵庫県神戸市垂水区名谷町入野	兵庫県明石市魚住町清水字鳥喰下 兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹
一般国道2号（広島岩国道路）	広島県廿日市市宮内	広島県大竹市御園
一般国道3号（南九州西回り自動車道 （市来～鹿児島西））	鹿児島県いちき串木野市大里	鹿児島県鹿児島市市田上
一般国道9号（安来道路）	鳥取県米子市陰田町	島根県八束郡東出雲町大字出雲郷
一般国道9号（江津道路）	島根県江津市嘉久志町	島根県浜田市後野町
一般国道34号（長崎バイパス）	長崎県諫早市多良見町市布名 長崎県長崎市川平町	長崎県長崎市昭和 長崎県長崎市西山
一般国道42号（湯浅御坊道路）	和歌山県有田郡有田川町大字天満	和歌山県御坊市野口
一般国道478号（京都縦貫自動車道）	京都府船井郡京丹波町字須知	京都府乙訓郡大山崎町字円明寺
一般国道497号（西九州自動車道（武雄佐世保道路））	佐賀県武雄市東川登町大字袴野	長崎県佐世保市大塔町
一般国道497号（西九州自動車道（佐世保道路））	長崎県佐世保市大塔町	長崎県佐世保市矢岳町

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、特定更新等工事で行う工事の内容は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算
橋梁更新	床版	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の床版取替、床版全面打替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え 	98 キロメートル	572,369 百万円
	桁	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の上部構造の取替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え 	12 キロメートル	96,859 百万円
橋梁修繕	床版	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の床版の補修、補強(床版増厚、炭素繊維補強、剥落防止対策、SFRC、高性能床版防水、表面被覆、電気化学的防食、鋼床版の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え 	111 キロメートル	53,410 百万円
	桁	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の上部構造の補修、補強(炭素繊維補強、剥落防止対策、外ケーブル補強、表面被覆、電気化学的防食、鋼構造物の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え 	37 キロメートル	56,254 百万円
土構造物修繕	盛土 切土	<ul style="list-style-type: none"> ・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(グラウンドアンカー、水抜ボーリング、碎石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え 	13,820 箇所	247,875 百万円
トンネル修繕	本体 覆工	<ul style="list-style-type: none"> ・トンネル本体の補修、補強(インバートの設置等)及びトンネル覆工コンクリートの補修、補強(炭素繊維補強、ロックボルト補強、内巻補強、剥落防止対策、背面空洞注入等)等、トンネル全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え 	46 キロメートル	111,141 百万円

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特2

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	105百万円
H 2 8	9,433百万円
H 2 9	99,068百万円
H 3 0	76,475百万円
H 3 1	83,476百万円
H 3 2	90,828百万円
H 3 3	99,440百万円
H 3 4	113,263百万円
H 3 5	118,327百万円
H 3 6	115,159百万円
H 3 7	112,867百万円
H 3 8	110,478百万円
H 3 9	101,588百万円
H 4 0	85,206百万円
H 4 1	64,643百万円

(注1) 平成27年度は実績値を、平成28年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成29年 3月31日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 勢山 廣直

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 石塚 由成